

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月30日
【事業年度】	第49期（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）
【会社名】	株式会社大庄
【英訳名】	DAISYO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平 了寿
【本店の所在の場所】	東京都大田区大森北一丁目22番1号 （注） 上記は登記上の本店所在地であり、本社事務は下記の最寄りの連絡 場所で行っております。
【電話番号】	-
【事務連絡者氏名】	-
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区大森北一丁目1番10号
【電話番号】	03-3763-2181（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 野間 信護
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月	2016年 8 月	2017年 8 月	2018年 8 月	2019年 8 月	2020年 8 月
売上高 (百万円)	68,537	63,957	61,503	61,032	44,827
経常利益又は経常損失 (百万円)	73	382	393	805	3,253
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (百万円)	1,419	438	202	150	6,308
包括利益 (百万円)	1,425	398	214	77	6,212
純資産額 (百万円)	23,174	22,486	22,409	22,671	16,133
総資産額 (百万円)	41,010	39,250	42,511	42,805	40,799
1株当たり純資産額 (円)	1,112.05	1,078.03	1,073.70	1,070.34	768.65
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	68.63	21.19	9.78	7.26	300.61
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	56.1	56.8	52.2	52.5	39.5
自己資本利益率 (%)	6.2	1.9	0.9	0.7	32.7
株価収益率 (倍)	21.1	-	171.6	216.9	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,310	449	1,727	2,432	4,617
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	6,022	3,716	3,899	2,161	2,080
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,638	85	2,613	365	5,071
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	15,022	11,673	12,114	12,751	11,124
従業員数 (名)	3,231 (3,162)	3,025 (2,905)	2,803 (2,753)	2,623 (2,646)	2,579 (1,782)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数の()はパート・アルバイトの平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人数)の数を記載しております。

3 第45期、第47期及び第48期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第46期及び第49期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 第46期及び第49期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

6 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第48期の期首から適用しており、第47期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月	2016年 8 月	2017年 8 月	2018年 8 月	2019年 8 月	2020年 8 月
売上高 (百万円)	58,487	55,710	52,326	51,235	35,565
経常利益又は経常損失 (百万円)	337	663	277	660	3,104
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	648	80	390	100	6,129
資本金 (百万円)	8,626	8,626	8,626	8,626	100
発行済株式総数 (株)	21,198,962	21,198,962	21,198,962	21,198,962	21,198,962
純資産額 (百万円)	21,774	21,428	20,746	20,948	14,616
総資産額 (百万円)	37,808	36,858	38,921	39,045	37,430
1株当たり純資産額 (円)	1,052.66	1,035.92	1,002.96	998.24	696.53
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	14.00 (6.00)	14.00 (6.00)	14.00 (6.00)	14.00 (6.00)	6.00 (6.00)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	31.37	3.90	18.85	4.86	292.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	57.6	58.1	53.3	53.6	39.1
自己資本利益率 (%)	3.0	0.3	1.9	0.5	34.5
株価収益率 (倍)	46.1	-	-	324.1	-
配当性向 (%)	44.6	-	-	288.1	-
従業員数 (名)	2,707 (3,108)	2,480 (2,848)	2,257 (2,690)	2,026 (2,608)	1,968 (1,744)
株主総利回り (%)	99.2	118.3	116.9	110.9	91.4
(比較指標: 配当込みTOPIX) (%)	(88.3)	(109.8)	(120.3)	(107.4)	(117.9)
最高株価 (円)	1,569	1,844	1,798	1,748	1,698
最低株価 (円)	1,355	1,440	1,605	1,342	834

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数の()はパート・アルバイトの平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人数)の数を記載しております。

3 第45期及第48期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第46期、第47期及び第49期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 第46期、第47期及び第49期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

6 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第48期の期首から適用しており、第47期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

7 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2【沿革】

提出会社は、1971年11月に株式会社朱鷺として設立され、当初は分社経営による店舗展開を進めておりましたが、1989年9月に有限会社大庄を吸収合併し、商号を株式会社大庄に変更して以降、これら営業目的を同じくする会社を合併して現在に至っております。

当社設立以後の企業集団に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
1971年11月	料理飲食店の経営等を目的として千代田区三崎町二丁目8番7号に株式会社朱鷺（資本金2百万円）を設立。
1973年3月	千代田区に大衆割烹「庄や本家店」（「庄や」第1号店）を開店。
1976年7月	セントラルキッチン・運送業を目的として有限会社大庄を設立。
1978年4月	社内研修センターとして「日本料理専門学院」を開設。
1981年4月	独立者に対する資金援助・教育研修等を目的として「協同組合庄や和食グループ」を設立。
1982年10月	営業力の強化を目的としてアサヒビール株式会社と合併で株式会社やる気茶屋を設立。
1985年6月	「協同組合庄や和食グループ」の下に労働省認可及び都知事の認定を受け「東京都調理高等職業訓練校」を設立。
1989年9月	有限会社大庄を吸収合併、同日商号を変更し株式会社大庄となる。
1989年9月	本店を大田区大森北一丁目22番1号に移転。
1989年12月	首都圏を中心に居酒屋「949」チェーンを展開する株式会社イズ・プランニングを買収。
1990年5月	店舗の衛生管理、食材検査等の向上を目的として社内に「食品衛生研究所」を開設。
1990年5月	貨物自動車運送事業等を目的として有限会社大運（2004年2月株式会社に組織変更）を設立。
1990年9月	関係会社18社（33店舗）を吸収合併、直営店40店舗となる。
1990年11月	食材の加工・輸出、日本料理店の経営等を目的として、ASAN DAISYO COMPANY LIMITEDをタイ国に設立。（2005年5月清算終了）
1991年3月	関係会社13社（22店舗）を吸収合併、直営店69店舗となる。
1991年3月	鯉節・削り節の製造及び販売等を目的とする有限会社新丸金小谷商店を買収。
1991年4月	定置網漁業、水産物の加工販売等を目的として有限会社グラマー・フィッシュに出資。
1991年5月	1：40の株式分割。
1991年7月	店舗内装・設計監理施工等を目的としてリード株式会社の株式を取得。
1991年7月	自動販売機による煙草・飲料水の販売等を目的として株式会社大輪（現、株式会社アサヒビジネスプロデュース）の株式を取得。
1991年7月	健康食品（高麗人参）の販売等を目的としてヒューマンフーズ株式会社（旧社名、中国高麗人参株式会社）の株式を取得。
1992年4月	株式会社やる気茶屋（26店舗）を吸収合併、直営店110店舗となる。
1992年8月	首都圏を中心に居酒屋「呑兵衛」チェーンを展開する株式会社木戸商事に資本参加。
1993年8月	水産物・水産加工品の販売等を目的として米川水産株式会社に資本参加。
1993年10月	1：1.1の株式分割。
1993年11月	米川水産株式会社100%出資で輸入業務を目的として株式会社ヨネカワフーズ（1997年9月株式会社大庄フーズに商号変更）を設立。
1993年12月	店舗への食材配送の効率化を図るため、物流センターを品川区に移転。
1994年7月	株式を日本証券業協会の店頭登録銘柄として登録。
1994年7月	公募による新株式発行（800,000株）。
1994年10月	1：1.5の株式分割。
1994年11月	輸入業務を目的とする SHOYA(THAILAND)COMPANY LIMITED をタイ国に設立。（2001年6月清算終了）
1995年3月	手打ちうどんの製造及び販売等を目的として株式会社さぬき茶屋を設立。
1995年6月	株式会社さぬき茶屋が讃岐食品株式会社より「讃岐茶屋」店舗を買収。
1996年4月	第1回転換社債4,000百万円発行（償還期限 2003年2月28日）
1996年8月	香港バナナリーフ社との合併で株式会社バナナリーフを設立。（2012年6月清算終了）
1996年10月	セントラルキッチン機能をもつ食品工場が大田区東糀谷に完成。
1996年12月	欧風家庭料理のレストランを展開するマ・メゾン3社を買収。

年月	事項
1997年3月	「MIYABI」のブランドで食パン製造・販売を目的として株式会社ディー・エスぎをんボローニヤ（1997年9月株式会社ディー・エス・ミヤビに社名変更）を設立。
1997年5月	株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
1997年9月	大衆割烹「鮮乃庄」チェーンの経営を目的として株式会社鮮乃庄を設立。
1998年1月	1単位の株式数を1,000株から500株に変更。
1998年2月	全国展開の足がかりとして、長崎に「日本海庄や・長崎銅座店」をオープン。
1998年4月	株式会社アサヒビジネスプロデュースは、株式会社マン・スペースディベロップメントを吸収合併。
1998年8月	公募による新株式発行（1,000,000株）。
1998年10月	1：1.2の株式分割。
1999年2月	株式を東京証券取引所市場第一部に指定替。
1999年4月	株式会社さぬき茶屋を整理し、営業の一部を譲り受け。
1999年6月	病院・福祉施設での病院・事業用給食施設の運営等を目的として株式会社エーエルエス（現、株式会社アルス）を設立。
1999年8月	株式会社木戸商事、株式会社マ・メゾン及び株式会社鮮乃庄を吸収合併、直営店323店舗となる。
2000年2月	公募による新株式発行（1,500,000株）。
2000年4月	有限会社新丸金を整理し、米川水産株式会社に営業の一部を譲渡。
2000年6月	株式会社ディー・エス・ミヤビを吸収合併。
2000年12月	株式会社イズ・プランニングは、株式会社大庄フーズを吸収合併。
2001年11月	リード株式会社を吸収合併。
2002年1月	1単元の株式数を500株から100株に変更。
2003年1月	食材等に関する当社独自の安全性基準を確立することを目的として社内に「総合科学新潟研究所」を開設。
2003年3月	中部地区を中心に居酒屋「榮太郎」等をチェーン展開する株式会社榮太郎と当社1：0.6の合併比率により合併。
2004年5月	株式会社大運は、株式会社ノース・ウインドを吸収合併し、株式会社ディ・エス物流と商号変更。
2004年7月	米川水産株式会社は、ヒューマンフーズ株式会社を吸収合併。
2005年2月	中部地区に「名古屋物流センター」を開設し、物流体制を刷新。
2005年4月	日本ファインフード株式会社より、10店舗を営業譲り受け、関西地区に出店。
2005年11月	有限会社グラマー・フィッシュを吸収合併。
2006年8月	株式会社エム・アイ・プランニングが持分法適用関連会社となる。
2007年9月	新潟県佐渡海洋深層水株式会社の第三者割当増資を引き受け、連結子会社とする。
2008年12月	営業譲受により株式会社壽司岩を連結子会社とする。
2009年3月	職業訓練校を発展させた「職業能力開発大学校日本調理アカデミー」を設立。
2011年9月	株式会社イズ・プランニング及び株式会社壽司岩を吸収合併。
2015年10月	株式会社ミッドワークの第三者割当増資を引き受け、連結子会社とする。
2016年8月	当社が保有する株式会社アルスの全株式を売却。
2018年6月	食器及び調理備品類の販売を目的として株式会社光寿を設立。
2018年7月	外販等の各種事業拡大を目的として、品川区の物流センターを移転し大田区東糀谷に新物流センター「DS・Lヘッドクォーター羽田」を開設。
2019年1月	新潟県佐渡海洋深層水株式会社の海洋深層水関連事業を会社分割により新設会社へ承継し、当該新設会社の株式を譲渡。同時に分割会社をN I S A C O . H D 株式会社に商号変更。（2019年7月清算終了）
2019年8月	株式会社エム・アイ・プランニングの持分を売却。
2019年9月	当社が保有する株式会社ミッドワークの全株式を売却。
2019年9月	「職業能力開発大学校日本調理アカデミー」の運営から離脱。

3【事業の内容】

当社（連結財務諸表提出会社）グループは、当社及び連結子会社4社で構成され、飲食店舗チェーンを展開する飲食事業を主な内容とし、さらにこれに関連する食材の卸売事業、ビルテナント賃貸等の不動産事業、物流並びにその他サービス事業等の事業活動を展開しております。

当社グループの事業に係わる位置付け及びセグメントとの関連は次の通りであります。

〔飲食事業〕

当社は、手づくりの和食料理をメインとした大衆割烹「庄や」「日本海庄や」「大庄水産」を主力業態とし、関東エリア中心から全国に向けてチェーン展開による料理飲食業を行っております。

〔卸売事業〕

当社は、フランチャイズ店及び飲食店等の一般取引先へ食材等を卸しております。

連結子会社の米川水産㈱は、豊洲市場での買参権を保有し、マグロを中心とした魚介類等の生鮮食材、鰹節等を当社並びに一般取引先へ販売しております。

〔不動産事業〕

当社は、ビルテナント等の不動産の賃貸・管理及び賃借店舗物件の転貸を行っております。

連結子会社の㈱アサヒビジネスプロデュースは、不動産の賃貸・管理及び飲食店を中心に害虫防除事業等を行っております。

〔フランチャイズ事業〕

当社は、FC加盟店及びVC（ボランタリーチェーン）加盟店への運営支援・指導等を行い、ロイヤリティ収入等を得ております。

〔運送事業〕

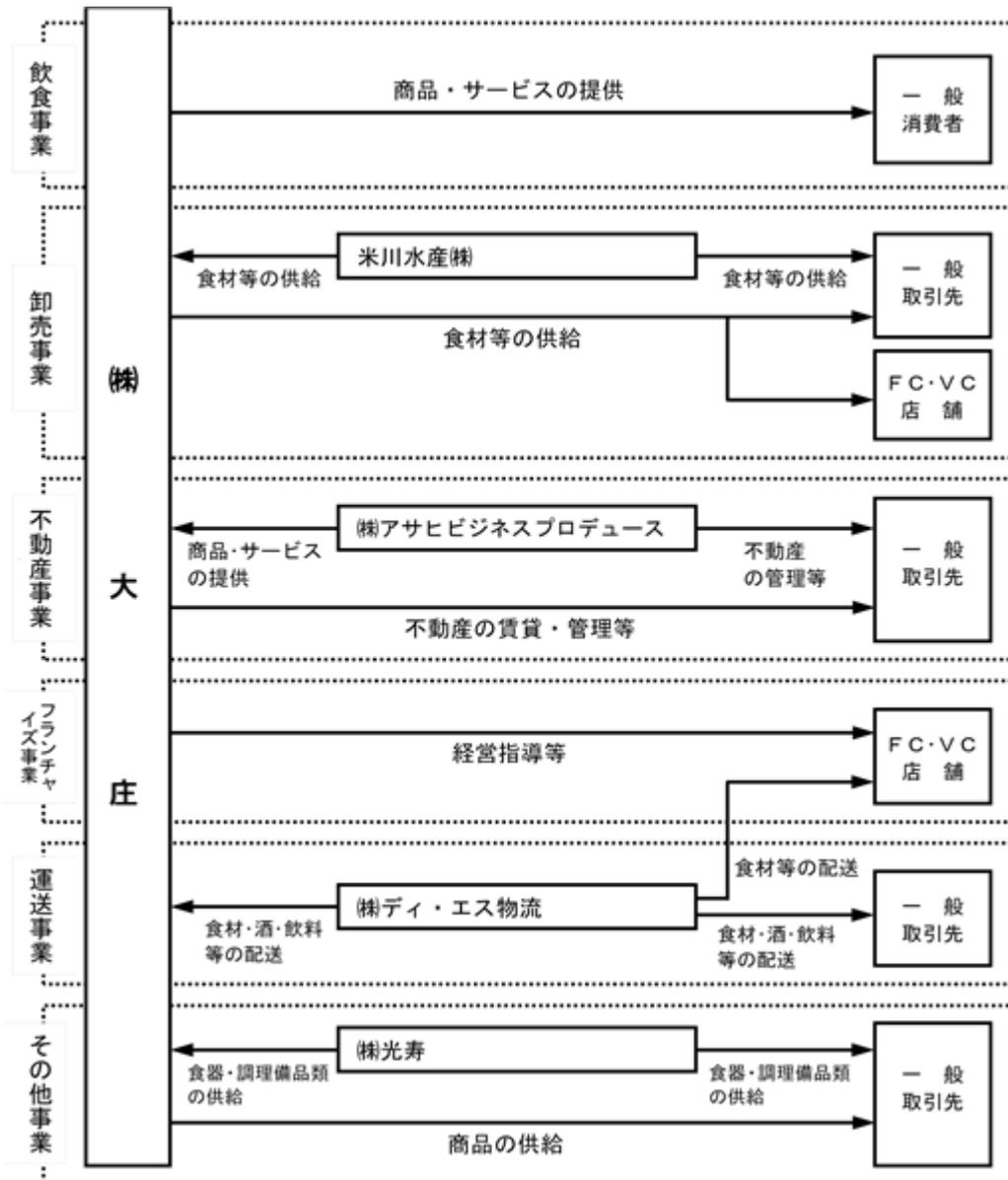
連結子会社の㈱ディ・エス物流は、配送事業を行い、当社及びフランチャイズ店へ食材等の配送並びに一般取引先の配送業務を行っております。

〔その他事業〕

当社は、ミヤビパンの製造・販売を行っております。

連結子会社の㈱光寿は、食器及び調理備品類の販売を行っております。

企業集団についての事業系統図は、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社) 米川水産(株)	東京都大田区	90	卸売事業	100.0	-	当社は、食材等の供給を受けております。 役員の兼任... 2名
(株)アサヒビジネス プロデュース	東京都中央区	60	不動産事業	100.0	-	当社は、商品・サービスの提供を受けて おります。 役員の兼任... 2名
(株)ディ・エス物流	東京都大田区	99	運送事業	100.0	-	当社は、食材等の配送を委託しており、 事務所を賃貸しております。 役員の兼任... 2名
(株)光寿	東京都大田区	10	その他事業	80.0	-	当社は、食器及び調理備品の供給を受け ております。 役員の兼任... 4名

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2 上記連結子会社は、有価証券報告書又は有価証券届出書提出会社に該当していません。
 3 連結子会社4社は、すべて特定子会社であります。
 4 (株)ディ・エス物流については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	8,731百万円
	(2) 経常損失	93百万円
	(3) 当期純損失	69百万円
	(4) 純資産額	603百万円
	(5) 総資産額	1,763百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
飲食事業	1,753	(1,720)
卸売事業	46	(3)
不動産事業	28	(0)
フランチャイズ事業	10	(1)
運送事業	566	(35)
報告セグメント計	2,403	(1,759)
その他事業	1	(0)
全社(共通)	175	(23)
合計	2,579	(1,782)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。嘱託社員は従業員数に含めて表示しております。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3 全社(共通)に記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,968 (1,744)	44.7	11.5	4,242

セグメントの名称	従業員数(人)	
飲食事業	1,753	(1,720)
卸売事業	25	(0)
不動産事業	5	(0)
フランチャイズ事業	10	(1)
報告セグメント計	1,793	(1,721)
全社(共通)	175	(23)
合計	1,968	(1,744)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。嘱託社員は従業員数に含めて表示しております。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、2009年8月28日に結成された労働組合があり、U Aゼンセンに加盟しております。
なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

「食」は人間にとって最も根源的な欲求に根ざしたもので、あらゆるビジネスの中でも永遠に続くテーマであります。近年、人々は健康や心の豊かさなどを「食」を通して求めるようになってきております。

当社は、「食」に携わる企業としていわゆる「食育」を実行し、健康的な子供達や家族全体に食の喜びを与えられるような企業でありたいと考えております。そのためにも、かつて母親が家族の健康を願い、愛情あふれた家庭料理を作る場であった「日本の台所」の役割を果たしていきたいと考えております。

当社は、企業理念として「人間の健康と心の豊かさに奉仕する」を掲げておりますが、店舗に来店されるお客様を家族と思い、愛情あふれる接客サービスや手作り料理の提供により、理念の具現化を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、食材については産地とトレーサビリティ（食材の生産履歴）を明確にし、安全・安心、旬で健康的な食材を使用し、店舗には鮮度を保ちながら毎日配送する体制を構築しております。また、品質管理面では、食品衛生に関する2つの専門機関を設けて厳重なチェック体制を構築しております。例えば、「食品衛生研究所」においては、食の安全・安心確保のプロ集団として、ご提供する料理や店舗環境の衛生管理、並びに従業員の衛生教育など、外食企業として欠かすことのできない重要な機能を担っております。もう一つの「大庄総合科学新潟研究所」においては、店舗で使用する農産物・水産物などの食材全般について、独自の使用基準として「大庄基準」を定め、農薬残留物や重金属・食品添加物、栽培履歴、あるいは放射能汚染チェックなどの安全確認を行い、お客様が安心して飲食して頂けるように日々厳格に検証を行っております。

一方、店舗業態においてはいわゆる居酒屋ではなく、熟練調理人による手作り料理と高級感のある雰囲気やサービスを割安価格で提供する「大衆割烹」をコンセプトとして掲げており、「庄や」「日本海庄や」ブランドを中心として日本全国に店舗展開しております。また、一方では最新のお客様の飲食ニーズを取り込み、高品質食材を使用した新しい「専門店」業態の開発にも積極的に取り組んでおります。

当社は、こうした食文化にこだわりをもち、社会貢献を果たしながら、営利企業として収益拡大を図り、企業価値の向上を目指す所存であります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、「キャッシュ・フロー経営」を基本方針として、安定的な収益体制の確立と強固な財務基盤の構築を目指しております。また、収益性指標として、全ての面で最も重要となる「売上高営業利益率」を掲げており、中長期的には5%の達成を目標として経営革新を図ってまいります。

(3) 優先的に対処すべき経営課題

当社グループが属する外食産業では、今般発生した新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、深刻な影響を受けております。一方で、テレワークや家呑みなど、新しい生活スタイルに沿った「巣ごもり消費」が活発化しております。

そうした環境下において、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを想定しつつ、ウィズコロナによる新しいライフスタイルに合わせた営業形態を確立する一方で、「手づくり」「心のこもったおもてなし」などの精神を失わず当社のこだわりを貫き続けます。

具体的に対処すべき課題としては、以下の点を重視して実施してまいります。

新型コロナウイルス感染拡大に対する対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、再び感染者が増加するなど未だに予断を許さない状況が続いております。お客様の手指消毒用アルコールの設置、従業員のフェイスシールド、マスク着用、手洗い徹底、店内換気の徹底その他、引き続き衛生管理や感染症防止策の徹底に取り組んでまいります。

テイクアウト・デリバリーサービスの推進継続

2020年6月より、テイクアウト・デリバリーサービスの本格的な取組を開始しております。引き続きウーバーイーツ等外部デリバリー専門業者を活用し、当社ならではの手作りメニューを、確かな食材としっかりした衛生管理のもとで提供いたします。また、時代のニーズに合わせたメニューのアップグレードと、各種専門業態のノウハウを活かしたメニューを提供してまいります。

外販事業の強化継続

同業他社である飲食店業態は当面厳しい状況が見込まれるため、活況を呈しているスーパーや量販店等の小売店への販売を拡大強化してまいります。

また引き続き、2018年7月より本格稼働している新物流センター『D S・Lヘッドクォーター羽田』の行う“毎日一括物流システム”の強みを活かし、外部一般飲食店舗に対する“コンビニ機能をもったトータルサポートの供給業者”として「卸売事業」を拡大する他、物流子会社を核とする3PL物流事業の推進、水産卸売子会社の加工設備充実による外販力の拡大等を進めてまいります。小規模の外食事業者へも対応できるよう、物流形態を整えてまいります。

店舗業態・MD（マーチャンダイジング）の充実化

2年前より実施している庄や、日本海庄やのリブランディングを継続してまいります。お客様に寄り添った店舗の実現を目指し、あるべき姿に立ち返る活動を実施しております。加えて当社自慢の調理人の高い技術力を持って、手作りにこだわることで、他社との差別化をアピールしております。

今後の展開として、徐々に日本海庄やの業態転換を検討してまいります。また、高級魚介類を日本の伝統に沿った本格料理で提供する業態「お魚総本家」を徐々に展開してまいります。

宴会を含めた店舗利用の在り方へのフレキシブルな対応

コロナ禍における食事形態の変化に対応していく必要があります。宴会需要が減少していることに対し、店内を分割するなどのリニューアルを行うことで、大規模な宴会に頼らない、少人数での宴会、ファミリー層の取り込みを図ってまいります。「刺し盛り」「鍋料理」など、大皿で提供していた料理は、「個々盛」としてお一人様ずつにお出しすることで、お客様が安心できるよう衛生面に配慮いたします。

経費削減への取組み

鮮度・クオリティーを維持しつつ、仕入ロットの縮小化やロス管理、当社の規模を活かした大量買い付けなど原価率の低減に取り組むほか、各店舗の家主への恒常的な家賃・賃料減額交渉の実施など各種経費削減へ抜本的に取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、記載内容のうち、将来に関する事項については、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 食中毒について

外食事業にたずさわる当社グループにとって、最大のリスク要因は食中毒の発生と認識しており、入荷食材の品質検査や従業員への衛生指導等を行う「食品衛生研究所」、及び薬物検査や使用食材の安全性についての分析・研究等を行う「総合科学新潟研究所」の2つの衛生管理機関を設置するなど、様々な衛生管理への対策を講じております。しかしながら万が一、不可抗力的な食中毒が発生した場合、社会的信用を失うことによる売上高の減少、損害賠償による損失の発生、一定期間の営業停止や営業許可の取り消しなどにより、当社グループの経営成績および財政状態に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 食材仕入について

当社グループにおきましては、トレーサビリティ（生産履歴）の追求や産地仕入の拡大に努めるなど、食材の品質管理を最重要課題として認識しております。当社グループの中心食材である生鮮魚介類において、海の汚染等による品質安全面の不安、漁獲高の減少や海外需要の増加による調達難等が発生した場合、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、穀物や野菜などの農作物の天候不順等による不作や、その他食材市況の大幅な変動が発生した場合、原材料の調達難や仕入れ価格の上昇により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 食品工場について

当社グループの食品工場では、H A C C P（ハサップ：総合的衛生管理システム）に対応した厳格な品質管理体制の基に、グループ店舗向けの加工食材等を製造しておりますが、万が一、当工場にて食品衛生に関する問題が生じた場合、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) システム障害について

食材の受発注、店舗における売上日報管理、勤怠管理などの店舗管理システムの運営管理は、信頼できる外部業者に委託しており、万全の体制を整えておりますが、万が一、災害、停電、ソフトウェアまたはハードウェアの欠陥、コンピュータウイルスなど不測の事態によりシステム障害が発生した場合、食材調達、勤怠管理など店舗運営に支障をきたすことにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

- (5) 外食業界の動向について
当社グループが属する外食産業市場は成熟段階に入っており、想定以上の市場規模の縮小、企業間競争の激化が発生した場合には、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (6) 出店戦略について
新規出店につきましては、立地条件や賃貸条件などを総合的に勘案して決定しているため、条件に合致する物件が確保できない場合、計画通りの新規出店が進行せず、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (7) 人材育成について
当社グループは、人材育成については特に注力しておりますが、店舗拡大に伴った人材の育成が順調に進まない場合、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (8) 災害等による影響について
当社グループでは、店舗が集中している関東地方や主要な都心部で大規模な自然災害や伝染病などの蔓延が発生した場合、来店客数の減少や正常な事業活動が困難となる恐れがあり、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (9) 差入保証金・敷金について
当社グループの飲食事業における店舗については、賃借による出店が中心であり、賃貸人に対し賃貸借契約を締結する際、保証金および敷金の差入れを行っており、賃貸人は小口かつ分散されておりますが、破産などにより保証金・敷金の回収が不能となった場合、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (10) 減損会計などの会計制度適用について
当社グループが保有する店舗や土地・不動産等の固定資産は、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用により当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
また、今後に向けて新しく会計制度の変更があった場合、その適用によっても当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (11) 法的規制等について
当社グループにおいては、会社法をはじめとする一般法令に加え、食品衛生法、労働基準法などの様々な法規制や制度の制限を受けております。これらの法的規制が変更・強化された場合に、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (12) F C（フランチャイズ）店舗について
当社グループは、「庄や」「日本海庄や」を主体に、フランチャイズ加盟店との間で「大庄グループフランチャイズチェーン加盟契約」を締結し、フランチャイズ展開を行っております。また前々期より、「ボランティアチェーン（V C）制度」によるV C加盟者との「大庄グループボランティアチェーン加盟契約」の締結を推進しております。（2020年8月現在 合計115店舗）。
フランチャイズ店舗には、安全な食材の供給、衛生管理、経営指導を行うなど、親密な取引関係を維持しておりますが、万が一、フランチャイズ店舗での食中毒等の不測の事故が発生した場合、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (13) 個人情報の管理について
当社グループでは、イベント案内や宴会需要の掘り起し等を目的に顧客の個人情報を取り扱っております。万が一、情報の漏洩があった場合、社会的信用の失墜や損害賠償問題につながり、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (14) インターネット等による風評被害について

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、インターネット上の書き込みや、それを要因とするマスコミ報道等による風評被害が発生・拡散した場合、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 新型コロナウイルス感染症拡大について

当社グループが属する外食産業では、今般発生した新型コロナウイルス感染症の流行拡大による政府及び自治体から発出された各種要請等により、深刻な影響を受けております。現在、店舗営業にあたりましては、「お客様用の手指消毒用アルコール設置」「従業員のフェイスシールド、マスクの着用、手洗い徹底、店内換気」等、衛生管理や感染拡大防止策の徹底に取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の収束時期は未だ不透明であり、更なる流行拡大や影響が長期化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済政策・金融政策の効果を背景に、雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の持ち直しが見られたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いており、景気の先行きは極めて厳しい状況にあります。

外食業界におきましては、中食市場の拡大などによる他業種との企業間競争の激化が継続する中、相次ぐ自然災害等の影響に加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴う政府・自治体からの外出自粛要請や営業時間短縮要請等の影響もあり、引続き厳しい環境が続いております。

このような状況下で、当社グループは「人類の健康と心の豊かさに奉仕する」という企業理念のもと、「行為の結果が常に人助けであれ」という企業スローガンを掲げ「正しい商い」をして社会貢献するとともに、企業価値の向上を目指し収益拡大を図るため、様々な施策に取り組んでまいりました。

具体的には、「店舗業態・MD（マーチャンダイジング）のさらなる充実化及び差別化」を最重要戦略と認識し、将来に向けた収益基盤の確立を図るとともに、FC・VC（ボランタリーチェーン）店舗オペレーションのサポート強化、各種SNSを利用したデジタルマーケティングの強化、新物流センターを核とした「外販事業」のさらなる拡大・強化等の様々な施策に取り組みました。

しかしながら、当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症の深刻化に伴い、4月7日に政府から発出された「緊急事態宣言」を受け、居酒屋系飲食店等のほぼ全店につきまして臨時休業を実施いたしました。5月下旬より段階的に緩和・解除された自粛要請等に合わせ順次営業再開をしておりますが、一部営業時間の制限を設けて営業する等の対応をしております。現在、店舗営業にあたりましては、「お客様用の手指消毒用アルコール設置」「従業員のフェイスシールド、マスクの着用、手洗い徹底、店内換気」等、衛生管理や感染拡大防止策の徹底に努めており、6月以降は新たな営業施策としてテイクアウト・デリバリーサービスへの本格的な取り組みを開始しております。

店舗展開におきましては、新規出店を6店舗、店舗改装を21店舗、店舗閉鎖を23店舗で行った結果、当連結会計年度末における直営店舗数は前年同期末に比べ17店舗減少の471店舗となりました。なお、FC店舗を含めた当社グループ店舗数は586店舗となりました。

この結果、当期の連結売上高は、前年同期に比べ26.6%減少の44,827百万円となりました。

利益面につきましては、売上高の減少により売上総利益が減少したことにより、営業損失は3,311百万円（前年同期は営業利益734百万円）、経常損失は3,253百万円（前年同期は経常利益805百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失につきましては、新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業期間及び営業時間の短縮中に発生した店舗運営にかかる固定費を特別損失に計上したことなどが影響し、6,308百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益150百万円）となりました。

セグメントごとの経営成績の状況につきましては、次のとおりであります。

（飲食事業）

飲食事業につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う自粛要請等による臨時休業及び営業時間短縮の実施等が影響し、当社グループの既存店売上高が対前年比66.6%と大幅に減少した結果、売上高は前年同期に比べ34.9%減少の30,632百万円となりました。

（卸売事業）

卸売事業につきましては、グループ外部取引先への食材卸売等が増加したことにより、売上高は前年同期に比べ9.5%増加の4,585百万円となりました。

（不動産事業）

不動産事業につきましては、所有不動産の有効活用によって家賃収入が増加したこと等により、売上高は前年同期に比べ3.0%増加の1,178百万円となりました。

（フランチャイズ事業）

フランチャイズ事業につきましては、飲食事業と同様に一部店舗において臨時休業及び営業時間の短縮等、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高は前年同期に比べ22.3%減少の364百万円となりました。

（運送事業）

運送事業につきましては、物流子会社が行うグループ外部取引先への配送業務が増加したことにより、売上高は前年同期に比べ0.8%増加の7,679百万円となりました。

（その他事業）

その他事業につきましては、売上高は前年同期に比べ29.7%減少の387百万円となりました。

財政状態の状況につきましては、次のとおりであります。

当連結会計年度末における資産合計は40,799百万円となり、前期に比較して2,005百万円減少となりました。また、負債合計は24,666百万円となり、前期に比較して4,532百万円増加となりました。純資産合計は16,133百万円となり、前期に比較して6,537百万円減少となりました。

キャッシュ・フローの状況

(単位：百万円)

	2019年8月期	2020年8月期	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,432	4,617	7,050
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,161	2,080	80
財務活動によるキャッシュ・フロー	365	5,071	4,706
現金及び現金同等物の増減額	636	1,626	2,262
現金及び現金同等物の期首残高	12,114	12,751	636
現金及び現金同等物の期末残高	12,751	11,124	1,626

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、4,617百万円の資金支出（前年同期は2,432百万円の資金収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失5,745百万円を計上したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、2,080百万円の資金支出（前年同期は2,161百万円の資金支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出1,438百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、5,071百万円の資金収入（前年同期は365百万円の資金収入）となりました。これは主に、長期借入れによる収入8,800百万円等によるものであります。

以上の結果により、現金及び現金同等物の残高は、前期末に比べ1,626百万円減少の11,124百万円となりました。

生産、受注及び販売の実績

販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同期比（％）
飲食事業	30,632	34.9
卸売事業	4,585	9.5
不動産事業	1,178	3.0
フランチャイズ事業	364	22.3
運送事業	7,679	0.8
その他事業	387	29.7
合計	44,827	26.6

(注) 1 セグメント間取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 その他事業はミヤビパンの製造・販売、食器・調理備品類の販売事業等であります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、記載内容のうち、将来に関する事項については、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。また、この連結財務諸表の作成に当たって、必要と思われる見積りは、合理的な基準に基づいて行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響に関する会計上の見積りへの反映につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記情報(追加情報)」に記載のとおりであります。

財政状態の分析

a. 資産、負債及び純資産の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は14,468百万円となり、前期に比較して2,138百万円減少となりました。これは、現金及び預金が1,626百万円減少したことが主な要因となっております。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は26,316百万円となり、前期に比較して135百万円増加となりました。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は7,723百万円となり、前期に比較して1,355百万円減少となりました。これは、買掛金が696百万円減少したことや未払金が601百万円減少したこと等によるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は16,943百万円となり、前期に比較して5,887百万円増加となりました。これは、新型コロナウイルス感染症による先行き不透明な状況に備え手元資金を確保するため、7月から8月にかけて計6,000百万円の資金調達を実施したことにより、長期借入金が5,382百万円増加したことが主な要因となっております。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は16,133百万円となり、前期に比較して6,537百万円減少となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純損失の計上や配当金の支払いにより利益剰余金が6,602百万円減少したことが主な要因となっております。

b. キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載しておりますが、その主な要因は次のとおりであります。

(売上高)

主力の飲食事業において、新型コロナウイルス感染症の深刻化に伴う政府から発出された「緊急事態宣言」を受け、居酒屋系飲食店等のほぼ全店について臨時休業を実施、営業再開店舗についても一部営業時間等の制限を設けて営業する等、既存店売上高が66.6%と大幅に減少したことが影響し、売上高は前年同期に比べ26.6%減少の44,827百万円となりました。

(営業損益)

売上高の減少により売上総利益額は減少したものの、販売管理費のコスト削減等努めたことにより、営業損失は3,311百万円(前年同期は営業利益734百万円)となりました。

なお、売上高営業利益率につきましては7.4%となりました。早期に売上の回復を図るとともに黒字転換を実現するため、対処すべき課題の施策等に取り組んでまいります。

(経常損益)

営業外収益は、166百万円(前年同期比22百万円増加)となりました。

営業外費用は、108百万円(前年同期比34百万円増加)となりました。

以上の結果、経常損失は3,253百万円(前年同期は経常利益805百万円)となりました。

(親会社株主に帰属する当期純損益)

特別利益は、957百万円(前年同期比920百万円増加)となりました。これは、雇用調整助成金を944百万円計上したこと等によるものであります。

特別損失は、新型コロナウイルス感染症による臨時休業期間及び営業時間短縮中の店舗運営に係る固定費用などを計上したことにより、3,449百万円(前年同期比2,964百万円増加)となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純損失は6,308百万円(前年同期は親会社に帰属する当期純利益150百万円)となりました。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、原材料費、人件費及び店舗支払家賃他の販売費及び一般管理費であり、設備投資資金需要のうち主なものは、新規出店及び既存店の改装等であります。

従いまして、運転資金と設備投資資金については営業キャッシュフローで充当するとともに、必要に応じて金融機関からの借入れ及び社債の発行による資金調達を実施し充当しております。また資金調達においては、安定的な経営を続けるために必要な流動性を確保しながら金融情勢を勘案し、長期資金を中心とした安定資金を重点的に調達しております。

4【経営上の重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

5【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、全国展開による店舗網の拡充及び収益基盤の拡大を図るため、飲食事業を中心に2,372百万円の設備投資を実施いたしました。

（飲食事業）

飲食事業におきましては、新たに6店舗を出店するとともに、既存店舗の改装や新業態への変更を21店舗、居酒屋店舗等でのPOSレジシステムの入替等を行い、この結果、1,668百万円の設備投資を実施いたしました。設備投資の主な内訳は、建物及び構築物820百万円、機械装置及び運搬具136百万円、工具、器具及び備品117百万円、有形リース586百万円、その他7百万円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（卸売事業）

卸売事業におきましては、1百万円の設備投資を実施いたしました。設備投資の主な内訳は、建物及び構築物1百万円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（不動産事業）

不動産事業におきましては、564百万円の設備投資を実施いたしました。設備投資の主な内訳は、建物及び構築物50百万円、土地351百万円、その他161百万円であります。

なお、2020年4月に十条ビル（帳簿価額273百万円）を再開発に伴い売却しております。

（運送事業）

運送事業におきましては、14百万円の設備投資を実施いたしました。設備投資の主な内訳は、機械装置及び運搬具6百万円、工具器具及び備品6百万円、その他1百万円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

また、フランチャイズ事業で37百万円、その他事業で8百万円、全社（共通）で77百万円の設備投資を実施いたしました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	合計	
日本海庄や大森店他 (東京都大田区他) (注)2	飲食事業	店舗設備	5,395	406	277	- 〔1,599〕	543	6,622	1,753
大庄池袋東口ビル他 (東京都豊島区他) (注)2	不動産事業	不動産 賃貸設備	1,546	2	4	2,877 (3,731) 〔2,422〕	-	4,431	5
DS・Lヘッドクオー タ-羽田 (東京都大田区) (注)2	卸売事業、そ の他及び全社 又は共通	物流設備	1,468	377	36	- 〔1,111〕	8	1,891	25
本社他 (東京都大田区他)	その他及び全 社又は共通	本社設備	376	5	135	717 (2,696)	13	1,249	185

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	合計	
米川水産(株)	東京都 大田区	卸売事業	食品加工 設備	469	25	12	-	-	507	21
(株)アサヒビジネス プロデュース	東京都 中央区	不動産事業	不動産 賃貸設備	66	-	0	191 (342)	-	257	23
(株)ディ・エス物流 (注)2	東京都 大田区	運送事業	配送用車両	14	4	19	- 〔10,656〕	14	52	566
(株)光寿	東京都 大田区	その他事業	店舗設備	6	2	0	-	-	9	1

(注)1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 賃借している土地の面積については〔 〕で外書きしております。年間の賃借料は167百万円であります。

3 上記の他、リース契約による主な賃借設備は以下のものがあります。

子会社

会社名	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (百万円)
(株)ディ・エス物流	運送事業	配送用車両等	498

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ（当社及び連結子会社）の設備投資計画については、連結会社各社が個別に算定しております。
当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

新設

会社名	事業所名	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	
米川水産(株)	豊海米川ビル	卸売事業	倉庫	798	-	自己資金及び 借入金

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

なお、従来、当社における当連結会計年度後1年間の店舗設備投資計画の総額、改装計画及び除却計画を開示しておりましたが、今後の新型コロナウイルス感染症の収束時期や消費者の動向が不透明であることから、現時点では未定としております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,198,962	21,198,962	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数 100株
計	21,198,962	21,198,962	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年8月31日(注)	-	21,198,962	8,526	100	-	9,908

(注) 資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的とした、2020年8月30日の臨時株主総会の決議に基づき、株式数の変更を行わない無償減資(98.8%減資)による資本金の減少。

(5) 【所有者別状況】

2020年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	28	19	236	71	38	33,225	33,617	-
所有株式数(単元)	-	22,504	1,090	107,151	2,024	79	79,076	211,924	6,562
所有株式数の割合(%)	-	10.618	0.514	50.561	0.955	0.037	37.313	100.000	-

- (注) 1 自己株式213,720株は、「個人その他」に2,137単元及び「単元未満株式の状況」に20株含まれております。なお、自己株式213,720株は期末日現在の実質的な所有数であります。
- 2 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が313単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社宇宙	東京都大田区大森北一丁目1番10号	5,962	28.42
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号	1,996	9.51
麒麟麦酒株式会社	東京都中野区中野四丁目10番2号	1,000	4.77
サッポロビール株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号	1,000	4.77
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	737	3.51
平辰	東京都大田区	625	2.98
大庄従業員持株会	東京都大田区大森北一丁目1番10号	430	2.05
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	420	2.00
サントリー酒類株式会社	東京都港区台場二丁目3番3号	343	1.64
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	336	1.60
計	-	12,852	61.25

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 213,700	-	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,978,700	209,787	同上
単元未満株式	普通株式 6,562	-	同上
発行済株式総数	21,198,962	-	-
総株主の議決権	-	209,787	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が31,300株(議決権313個)含まれております。

【自己株式等】

2020年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 大庄	東京都大田区大森北 一丁目22番1号	213,700	-	213,700	1.00
計	-	213,700	-	213,700	1.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	86	96,938
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年11月1日から有価証券報告書の提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	213,720	-	213,720	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年11月1日から有価証券報告書の提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、企業価値の向上並びに株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題に位置付けております。また、利益配分につきましては、安定した経営基盤の強化と事業拡大に向けて内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対しては、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としつつ、業績動向や財務健全性の状況も十分に考慮した上で適正な利益還元を行っていきたいと考えております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、期末配当についての決定機関は株主総会、中間配当については取締役会であります。なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

このような方針を設けておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当期業績につきましては非常に厳しい結果となりました。加えて今後の見通しも依然として不透明であることから、当期の期末配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせて頂くことになりました。

これにより、1株当たりの年間配当金は中間配当金の1株当たり6円となりました。

なお、当事業年度における剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たりの配当額(円)
2020年4月14日 取締役会決議	125	6

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、全てのステークホルダーから支持・信頼されるためには、経営の透明性を高め、経営の執行と監督を明確に分離し、公正かつ迅速な意思決定体制を確立することが最も重要であると考えております。

また、取締役および従業員を対象とした行動規範としての「コンプライアンス（法令遵守）規程」を定め、これを率先して遵守することにより、企業価値の向上と社会的責任の遂行に努めております。同時に、その重要性を全従業員に徹底指導・教育するとともに、企業倫理に基づく事業活動を行うことにより、コンプライアンス体制の構築に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は、取締役・監査役制度を軸としたコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。有価証券報告書提出日（2020年11月30日現在）における現体制は、取締役9名（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役3名）となっております。

なお、当社は、定款で取締役は15名以内とすると定めております。また、当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票を行わない旨を定款に定めております。

当社の取締役会については、「取締役会規程」並びに「取締役会付議規程」の定めに従い、原則として毎月1回の定時取締役会を開催し、業績の状況確認および対策等の協議・検討を行う他、重要な事項に関しましては、その都度臨時取締役会を開催し、スピーディに対応しております。運営に当たっては、経営上の重要な事項については、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

議長：代表取締役社長 平了寿

構成員：常務取締役 野間信護、取締役 石田安雄、取締役 田邊隆教、取締役 島倉俊明、取締役 塚田英紀、取締役 亀田昌則、社外取締役 三浦一朗、社外取締役 平尾覚、常勤監査役 青柳英一、社外監査役 寺坂史明、社外監査役 田村潤、社外監査役 内山義雄

監査役会は、取締役の職務執行を監視します。常勤監査役を中心に監査方針、監査計画等に基づき取締役会や関係会社月次会議に出席し、経営の監視を行う他、部門別に業務執行状況の監査を行っております。

議長：常勤監査役 青柳英一

構成員：社外監査役 寺坂史明、社外監査役 田村潤、社外監査役 内山義雄

当社では、任意の諮問委員会として、代表取締役社長 平了寿、社外取締役 平尾覚（委員長）、社外監査役 寺坂史明の3名で構成する「大庄ガバナンス委員会」を設置しております。当委員会は、主に取締役の選・解任、報酬等や取締役会から諮問を受けた事項などについて審議・提案を行うことにより、より客観性・透明性の高い体制整備を図っております。

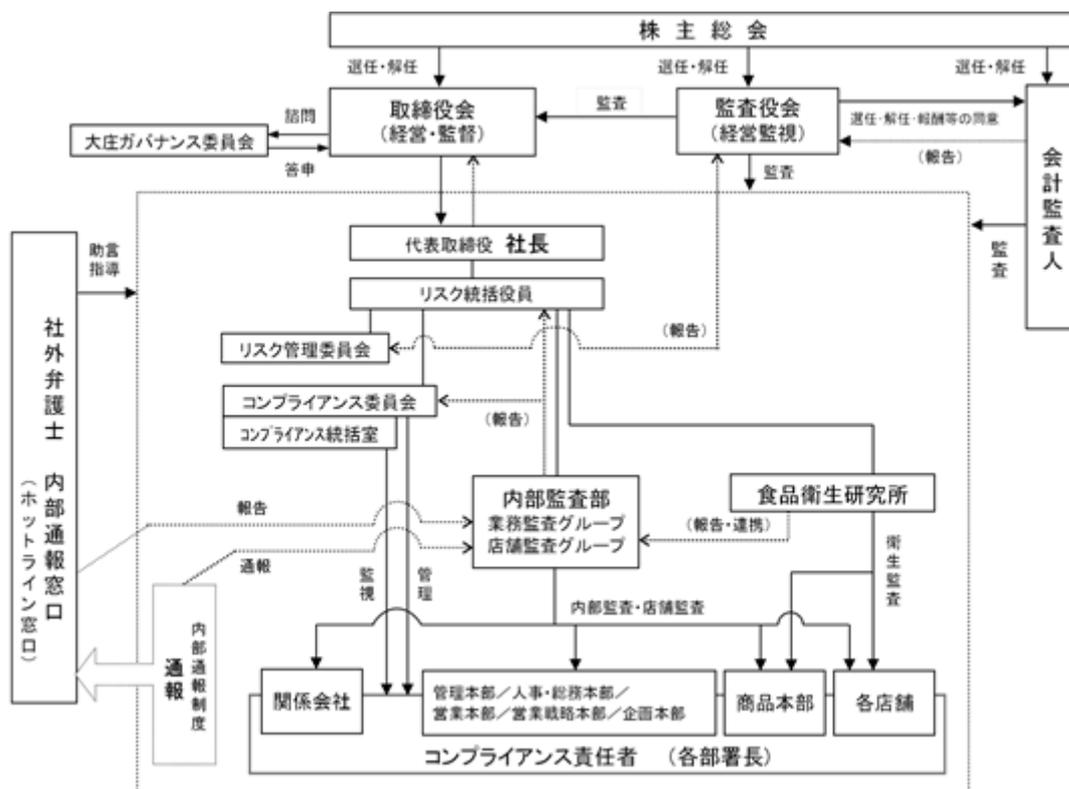
また、代表取締役社長を議長とし、社内取締役及び担当執行役員が参加する経営方針会議を原則月1回開催しており、業務執行に関する重要事項の審議や、各本部の業務執行の状況報告及び方針決定に関する協議を行っております。

ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であり、社外監査役を含めた経営管理体制をとっております。当体制が経営監視機能として有効であり、また当社の業務執行の観点からも、現状の監査体制が最適であると判断し、当体制を採用しております。

社外取締役は、関連会社や主要な取引先の出身者等ではなく、独立した立場・専門的な知見から取締役会に参加し、質問・助言を行うなど、透明性のある経営監督機能の向上に寄与しております。また、社外取締役及び社外監査役は、取締役会及び監査役会等と必要に応じて意見の交換を行い、監査役監査、内部監査、会計監査との相互連携を図るとともに、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

八．会社の機関・内部統制の模式図



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムの運用状況については、以下のとおりであります。

- a．当社の取締役の職務執行の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、取締役、従業員の職務の執行が法令・定款および社内規程に適合することを確保するために、「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」を定め、取締役がこれを率先して遵守することにより、企業価値の向上と社会的責任を遂行する。
 - (2) 取締役会については、「取締役会規程」ならびに「取締役会付議規程」の定めにより、月1回の定期開催を原則とし、必要に応じて随時開催する。運営に当たっては、経営上の重要な事項については、弁護士等その分野の専門家にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努める。
 - (3) 取締役の職務執行については、監査役が「監査役会規程」および「監査役監査規程」の定めにより経営執行に対する監督強化を図る。なお、取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、取締役会に報告し、その是正を図り、適切かつ厳正な運営を実行する。
- b．当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役会の職務執行に係る取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書等の保存管理すべき情報については、「文書取扱規程」「情報管理規程」に基づき保存期間・保存方法を明確にし、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が何時でも閲覧可能な状態を維持する。
 - (2) 取締役の職務執行に係る情報等は、「情報管理規程」に定める情報区分に従った表示を施して記録・保存する。また、電磁的媒体の記録情報にはアクセス制限を付す等のセキュリティ管理を行う。
 - (3) 取締役の職務執行に関する情報等の作成、保存、管理状況について、監査役が監査する。
- c．当社の損失の危険の管理に関する規程およびその他の体制
 - (1) 当社の経営に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスク要因として、下記事項が内在していることを認識し、取締役および従業員全員が共有し対応する。
 経営戦略の意思決定において十分な情報、分析、検討等の欠如による戦略ミスが、経営成績や財政状態に重大な影響を及ぼすリスク
 食中毒や食材事故の発生により、店舗の一定期間の営業停止や営業認可取消し、ブランドの失墜、損害賠償の請求等を被るリスク
 役員や従業員の不正行為やコンプライアンス違反により、社会的信用の失墜や経営に重大な支障を被るリスク
 投資活動において当初計画の回収ができずに重大な損失となるリスク
 不測の事態により情報管理システムに障害が発生し、物流体制や店舗運営体制に支障をきたすことにより、業績に重大な損失を被るリスク

自然災害や火災、店舗や工場での不測の事故等により、店舗営業を中断せざるを得ない状況が発生した場合に業績や財政状態に重大な影響を被るリスク

その他の経営に重大な影響を被るリスク

- (2) リスク管理体制の基本として「リスク管理規程」を定め、取締役および従業員全員が認識を共有する体制を構築する。また、内在する個々のリスクについては、管理責任者を任命し、適切な対策を実施して発生を未然防止を図る。
 - (3) 各部門の担当役員は、リスクマネジメント状況を監督し、適切な指導・改善を図る。また、「リスク管理委員会」を定期に開催し、想定されるリスクの予防策策定および顕在化したリスクの対応と再発防止策を実行する。
 - (4) 不測の事態が発生した場合の「危機管理規程」を定め、不測の事態発生時には、直ちに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を組成し、顧問弁護士、外部専門家等のアドバイスを受けて迅速な対応を行い、事態の悪化や損失の拡大を最小限に食い止める体制を構築する。
- d. 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」を定め、取締役会の月1回の定例開催および重要事項については、必要に応じて随時取締役会を開催する。
 - (2) 重要事項については「取締役会付議規程」を定め、取締役会に付議する担当取締役が中心となって関係各部門と十分に事前協議し、取締役会の審議を経た上で執行決定を行う。
 - (3) 取締役会での決定事項の業務執行は、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」の定めに沿って各部門の責任者の下で効率的な運営に努める。
- e. 当社の使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1) 従業員の職務執行が円滑かつ適正に運営される基本として、「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」を定め、これの遵守の徹底に努める。
 - (2) 会社のコンプライアンスを統括する専門組織として「コンプライアンス統括室」を置き、コンプライアンスの社内徹底、教育研修等の取組み状況を監査し、維持・向上を図り機能性を高める。
 - (3) 「コンプライアンス委員会」を定期に開催し、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、監視する体制を構築する。
 - (4) コンプライアンス教育・指導については、研修制度にカリキュラムを折り込み実施する。また、その結果を取締役ならびに監査役に適宜報告してコンプライアンス体制の充実を図る。
 - (5) 法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として「内部通報制度規程」を定め、第三者機関および内部監査部を直接の通報受理者とする社内通報システムを設置し、早期に問題点の対応を図る。なお、運営に当たっては、情報提供者の保護など「内部通報制度規程」の定めに従って対応する。
- f. 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ). 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社および子会社との間では、毎月「関係会社月次会議」を開催し、子会社の取締役は、当社の取締役に対して業績予算の進捗や業務執行状況についての報告を行い、情報の共有化を図る。
- 子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」および「関係会社稟議決裁基準」に基づき、必要な事項につき当社への報告もしくは申請を行い、その内容・重要度に応じて当社の取締役もしくは当社の取締役会が当社としての決裁を行う。また、必要に応じ、当社の取締役会・監査役会に子会社の役職員を出席させ、その事項の報告や意見を求める。
- 子会社の取締役および役職員の職務執行に係るその他事項については、必要に応じ、当社の子会社担当部署である「関連事業室」および子会社担当取締役が、その都度報告を受ける体制とする。
- (ロ). 子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制
- 当社の内部監査部が子会社に対して定期的に業務監査を行うとともに、必要に応じて当社の経理部が四半期毎の会計監査を行うなど、当社関係各部署がモニタリングを実施し、問題点の早期把握、改善に努める。
- 当社が行う子会社に対する監査等において、損失の危機のある業務執行行為が認識された場合には、その内容および損失の程度について直ちに当社代表取締役社長、リスク統括役員および担当取締役に報告し、当社および子会社は、「リスク管理規程」および「危機管理規程」に基づいて適時適切な対応を実施する。

(ハ).子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」および「関係会社稟議決裁基準」に基づき、当社の各種主要規程を参考に、各々「取締役会規程」や「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌」などを策定し、効率的な職務執行を行う。

子会社は、毎月または四半期毎の定例取締役会や必要に応じた臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を通じて経営効率の向上を図る。

子会社の年度計画や予算策定に当たっては、子会社の取締役と当社の取締役との予算策定会議において相互に十分な討議を行った上で策定し、当社の取締役会でグループ予算として承認決議した上で執行する。また、毎月「関係会社月次会議」を開催し、子会社の取締役は、当社の取締役に対して業績予算の進捗や業務執行状況についての報告を行い、情報の共有化を図ることでグループ全体の効率的運営を図る。

(二).子会社の取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」は、グループ会社の行動指針として適用し推進する。さらに、子会社にも当社の諸規程を踏まえた各社毎の規程を整備させることにより、グループ全体の業務の適正を確保する運営に努める。また、当社「コンプライアンス統括室」は、グループ子会社に対しても教育研修等を通してコンプライアンス意識の向上を図る。

当社の内部監査部は、定期的子会社の業務監査を実施し、法令および定款に従い適正かつ効率的に執行されているか等の監査を行う。また、当社監査役は、子会社監査役との連携を密にし、子会社の内部統制システムの有効性について定期的に検証する。

当社グループにおいては、グループ内部統制の強化を図るため、当社の取締役、監査役および幹部従業員が、子会社の非業務執行取締役もしくは監査役として就任しており、子会社の取締役会等を通して経営状況の報告を受ける。

子会社においても、法令・定款違反行為やコンプライアンス違反行為に関する通報体制として「内部通報制度規程」を定め、子会社内の通報受理者とは別に、第三者機関（社外の弁護士）および当社の内部監査部を通報受理者（ホットライン窓口）とするグループ内通報システムを設置する。これにより、子会社内に止まらない早期の問題事象の対応を図る。

g. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の求めに応じ、当社の従業員から監査役補助者を任命する。

(2) 運営に当たっては、監査役補助者の人事評価は常勤監査役が行い、当該使用人の任命、異動等の人事上の処遇については常勤監査役の同意を得た上で決定し、取締役会からの独立性を確保するとともに、監査役補助者は他部署の役職を兼務しないこととし、監査役の指揮命令に従うことで監査役の指示の実効性を確保する。

h. 当社の監査役への報告に関する体制

(イ).当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制

当社の取締役および使用人が、当社監査役に報告すべき事項等について「監査役会規程」を定め、業務ならびに業績等に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに当社監査役に報告する体制を構築する。また、定款および「監査役会規程」「取締役会規程」の定めにより、当社監査役は各種会議へ出席し、報告を受けるとともに意見を述べる体制を構築する。

当社監査役が、資料を閲覧し監査・調査を行うことについて「監査役監査規程」を定め、監査役の監査が実効的に行われるための体制を確保する。また、当社監査役は、当社代表取締役社長やリスク統括役員、内部監査部と定期的に意見および情報の交換を行い、適切な報告体制の維持に努めるとともに、監査の実効性を高める。

(ロ).子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の取締役・監査役および使用人は、法令・定款に違反する、もしくはその恐れがある行為、あるいは会社の業務ならびに業績等に重大な影響を及ぼす事項を発見した時には、速やかに当社の監査役に報告する。子会社の取締役・監査役および使用人から上記事項につき報告を受けた者も同様とする。また、当社の監査役が必要に応じて子会社の取締役および使用人に報告を求めた場合には、迅速かつ適切に対応する。

当社の監査役は、「関係会社月次会議」等へ出席し、子会社の経営監視を行う他、「監査役監査規程」に基づき、随時子会社別に業務執行状況の監査を行う。

当社の内部監査部は、実施した子会社監査の結果内容を遅滞なく当社監査役に報告するものとし、子会社の内部通報制度に基づき受理した通報のうち、重要性の高いものについてはその内容や対応状況について当社監査役に適宜報告する。

- i. 当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社は、当社監査役への報告を行った当社および子会社の取締役・従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役・従業員等に周知徹底する。
 - (2) 当社および子会社の「内部通報制度規程」では、法令・定款違反行為やコンプライアンス違反行為に関する通報者に対しては、当該通報をしたことを理由として一切の不利な取扱いを行うことを禁止しており、これに違反した者には懲戒処分その他適切な措置を行う。
- j. 当社の監査役職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 当社は、監査役がその職務執行について生ずる費用の前払または償還等を請求した時は、その請求に係る費用または債務が当該監査役職務執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を当社負担で処理する。
- k. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役および使用人が、当社監査役に報告すべき事項等について「監査役会規程」を定め、業務ならびに業績等に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに当社監査役に報告する体制を構築する。また、定款および「監査役会規程」「取締役会規程」の定めにより、当社監査役は各種会議へ出席し、報告を受けるとともに意見を述べる体制を構築する。
 - (2) 当社監査役が、資料を閲覧し監査・調査を行うことについて「監査役監査規程」を定め、監査役の監査が実効的に行われるための体制を確保する。また、当社監査役は、当社代表取締役社長やリスク統括役員、内部監査部と定期的に意見および情報の交換を行い、適切な報告体制の維持に努めるとともに、監査の実効性を高める。
- l. 反社会的勢力排除に向けた体制整備
 - (1) 当社および子会社は、当社の「コンプライアンス行動規範」に従い、社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力ならびに団体との関係を遮断し、毅然とした姿勢で違法・不当な要求を排除する。また、名目の如何を問わず、利益の供与や不当な要求の受け入れは一切行わない。

ロ. リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制の基本としては、「リスク管理規程」およびそれに付随する規程、マニュアル等の定めに沿った体制を構築し、内在する個々のリスクについては管理責任者を任命し、適切な施策を実施して発生の未然防止を図っております。また、各部門の担当取締役は、リスクマネジメント状況を監督し、適切な指導・改善を図っております。さらには、経営幹部による「リスク管理委員会」を設置しており、定期的開催して潜在リスクの洗い出し、分析、整理を行うとともに、リスクの事前予防策、対応策の検討などを行っております。

一方、衛生管理体制につきましては、食品衛生研究所において厚生労働省や各保健所の基準に基づく各種細菌検査を定期的実施するとともに、入荷食材の品質検査、社内従業員への衛生教育・指導を厳格に行っております。

ハ. 社外取締役および社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。その概要は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する、とした内容であります。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ．自己株式取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行できるようにするためであります。

ロ．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役および監査役（取締役および監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 13名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	平 了 寿	1966年 1 月17日生	1991年 4 月 サントリー(株) (現サントリーホールディングス(株)) 入社 1994年11月 当社入社 1997年 9 月 当社新業態店舗推進部長 2000年11月 当社取締役新業態第一店舗部長 2001年11月 当社取締役第三支社長 2007年 3 月 当社取締役第二支社長 2009年10月 当社取締役管理本部副本部長 2010年 6 月 (株)宇宙代表取締役社長 (現任) 2010年 9 月 当社常務取締役営業推進本部長兼管理本部副本部長 2010年10月 米川水産(株)常務取締役 2011年 8 月 当社常務取締役営業戦略本部長 2012年11月 当社取締役副社長営業統括本部長兼営業戦略本部長 2014年 9 月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長兼営業戦略本部長 2014年11月 当社代表取締役社長兼営業戦略本部長 2015年10月 (株)ディ・エス物流代表取締役会長 2015年10月 米川水産(株)取締役副会長 2017年11月 当社代表取締役社長兼営業戦力本部長兼商品本部長 2018年 2 月 米川水産(株)代表取締役会長 (現任) 2018年 6 月 (株)光寿代表取締役会長 (現任) 2018年 9 月 当社代表取締役社長兼営業戦略本部長兼商品本部長兼企画本部長 2018年11月 当社代表取締役社長兼営業戦略本部長兼商品本部長 2019年 3 月 当社代表取締役社長兼商品本部長 2020年10月 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役 管理本部長兼経営企画部 長兼関連事業室長兼 リスク統括	野間 信護	1964年3月25日生	1986年4月 ㈱三井銀行(現㈱三井住友銀行)入行 2013年4月 同行川崎法人営業部長 2014年4月 同行京浜法人営業部長 2015年4月 同行麹町法人営業部長 2017年5月 同行出向、当社管理本部副本部長 2018年5月 当社入社 執行役員管理本部副本部長 2018年6月 ㈱光寿取締役(現任) 2018年9月 当社執行役員管理本部副本部長兼経営 企画部長兼関連事業室長 2018年10月 米川水産㈱監査役 2018年10月 ㈱ディ・エス物流取締役(現任) 2018年11月 当社取締役管理本部長兼経営企画部長 兼関連事業室長 2019年5月 当社取締役管理本部長兼経営企画部長 兼関連事業室長兼パートナー事業管理 部長 2019年10月 ㈱アサヒビジネスプロデュース取締役 (現任) 2019年11月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画 部長兼関連事業室長 2020年11月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画 部長兼関連事業室長兼リスク統括(現 任)	(注)4	2
取締役 営業本部長兼法人営業推 進室長	石田 安雄	1972年12月12日生	1995年4月 当社入社 2014年11月 当社営業本部中部支部上席支部長 2015年9月 当社営業本部東京第二支部長 2015年11月 当社東京第二支部上席支部長 2019年3月 当社執行役員営業本部副本部長兼東京 統括支部長兼東京第二支部長 2019年9月 当社執行役員営業本部副本部長兼法人 営業推進室長 2019年10月 ㈱アサヒビジネスプロデュース取締役 (現任) 2019年11月 当社取締役営業本部長兼法人営業推 進室長(現任)	(注)3	3
取締役 営業戦略本部長兼MD開発 部長	田邊 隆教	1973年9月19日生	1994年11月 当社入社 2014年11月 当社営業本部東京第一支部第二店舗部 長 2015年9月 当社営業本部東京第一支部長 2015年11月 当社営業本部東京第一支部上席支部長 2017年9月 当社営業本部東京第一支部上席支部長 兼新業態店舗推進部第二部長兼東京第 二店舗部長 2019年3月 当社執行役員営業戦略本部副本部長兼 MD開発部長 2019年10月 ㈱光寿取締役(現任) 2019年11月 当社取締役営業戦略本部長兼MD開発部 長(現任) 2020年10月 ㈱ディ・エス物流取締役(現任)	(注)3	2

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 人事・総務本部長兼不動産事業部長	島 倉 俊 明	1961年9月19日生	1984年4月 ㈱三井銀行(現㈱三井住友銀行)入行 2010年4月 ㈱三井住友銀行 名古屋駅前ビジネスサポートプラザ部長 2013年4月 同行新宿ビジネスサポートプラザ部長 2014年4月 同行新宿東エリア エリアコーポレートマネージャー 2015年5月 同行出向、当社内部監査部長 2016年5月 当社入社 内部監査部長 2018年6月 ㈱光寿監査役(現任) 2018年9月 当社総務部長兼不動産管理部長 2019年3月 当社執行役員人事・総務本部副本部長兼総務部長兼不動産管理部長 2019年9月 当社執行役員人事・総務本部副本部長兼不動産事業部長兼人事管理部長 2019年11月 当社取締役人事・総務本部長兼不動産事業部長兼人事管理部長 2020年9月 当社取締役人事・総務本部長兼不動産事業部長(現任)	(注)3	1
取締役 商品本部長兼DSL管理部長	塚 田 英 紀	1964年11月11日生	1993年4月 ㈱ノースウインド(2004年5月㈱大運と合併し、㈱ディ・エス物流に商号変更)設立時、専務取締役 2004年5月 ㈱ディ・エス物流常務取締役 2015年10月 同社代表取締役社長(現任) 2019年9月 当社執行役員商品本部副本部長 2020年11月 当社取締役商品本部長兼DSL管理部長(現任)	(注)4	-
取締役 企画本部長兼企画宣伝部長兼プロダクツセールス部長兼広報室長	亀 田 昌 則	1976年7月12日生	2003年11月 ㈱B R I S K入社 2011年1月 当社入社 広報室課長 2014年11月 当社広報室次長 2016年10月 当社企画宣伝部長 2019年3月 当社執行役員企画本部副本部長兼企画宣伝部長 2020年11月 当社取締役企画本部長兼企画宣伝部長兼プロダクツセールス部長兼広報室長(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	三浦 一朗	1951年1月31日生	1974年4月 住友商事(株)入社 1998年7月 同社人事グループ人事第一部長 2002年4月 同社理事人事総務グループ人事部長人事厚生部長 2002年7月 同社理事人材・情報グループ人事部長 2004年4月 同社執行役員人材・情報グループ長 2007年4月 同社常務執行役員人材・情報グループ長 2008年4月 同社常務執行役員内部監査部分掌コーポレート・コーディネーショングループ分掌補佐 2009年4月 同社常務執行役員内部監査部分掌 2010年4月 同社顧問 2010年6月 同社監査役 2015年11月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	平尾 覚	1973年7月4日生	1998年4月 検事任官(東京地方検察庁検事) 2008年4月 福岡地方検察庁久留米支部長 2010年4月 東京地方検察庁特別捜査部検事 2011年4月 検事退官 弁護士登録(第一東京弁護士会) 西村あさひ法律事務所入所(現任) 2013年9月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科客員教授 2014年7月 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会」特別委員(現任) 2015年11月 当社取締役(現任) 2016年2月 エンデバー・ユナイテッド(株)取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	青 柳 英 一	1954年10月24日生	1978年4月 ㈱東海銀行(現㈱三菱UFJ銀行)入 行 1996年6月 同行パリ支店長 2001年5月 同行福岡支店長 2003年1月 ㈱UFJ銀行(現㈱三菱UFJ銀行) 津島支店長兼法人営業部長 2005年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行(現㈱三菱UF J銀行)半田支社長 2006年10月 同行内部監査部上席調査役 2008年3月 同行出向、当社総務部長 2008年9月 当社入社、総務部長 2009年3月 当社総務部長兼営業推進部長 2009年10月 米川水産㈱監査役 2010年9月 当社執行役員総務部長兼営業推進部長 2011年9月 当社執行役員総務部長 2013年10月 ㈱アサヒビジネスプロデュース取締役 2013年11月 当社取締役総務部長 2014年9月 当社取締役総務部長兼社長室長 2014年11月 当社取締役総務本部長兼総務部長兼社 長室長 2015年5月 当社取締役総務本部長兼社長室長 2015年9月 当社取締役人事・総務本部長兼戦略事 業部長兼社長室長 2015年12月 当社常務取締役人事・総務本部長兼戦 略事業部長兼社長室長 2017年9月 当社常務取締役人事・総務本部長兼戦 略事業部長 2018年9月 当社常務取締役人事・総務本部長 2019年3月 当社常務取締役人事・総務本部長兼営 業戦略本部長 2019年10月 ㈱ディ・エス物流取締役 2019年11月 当社専務取締役リスク統括 2020年10月 米川水産㈱監査役(現任) 2020年10月 ㈱ディ・エス物流監査役(現任) 2020年11月 当社監査役(現任)	(注)6	2

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	寺 坂 史 明	1949年 4月12日生	1972年 4月 サッポロビール㈱入社 2004年 3月 同社執行役員九州本部長 2004年 9月 同社取締役常務マーケティング本部長 2005年 3月 同社取締役専務マーケティング本部長 2009年 3月 同社専務執行役員 2010年 3月 同社代表取締役社長兼サッポロホールディングス㈱常務取締役 2013年 3月 同社相談役 2014年 3月 同社顧問 2015年11月 当社監査役(現任) 2017年 6月 ㈱富士通ゼネラル取締役(現任) 2017年 6月 シチズン時計㈱取締役(現任)	(注) 5	-
監査役	田 村 潤	1950年 4月17日生	1973年 4月 麒麟麦酒㈱入社 1995年 9月 同社高知支社長 2004年 3月 同社執行役員中部圏統括本部長 2007年 3月 同社常務執行役員営業本部長 2007年 6月 同社代表取締役副社長営業本部長 2015年11月 当社監査役(現任) 2018年 5月 100年プランニング㈱代表取締役(現任)	(注) 5	-
監査役	内 山 義 雄	1959年 9月 9日生	1990年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)国際部入所 1994年 3月 公認会計士登録 2005年 8月 内山公認会計士事務所所長(現任) 2006年 9月 スミダコーポレーション㈱入社 2012年 9月 ㈱小松ストアー入社 2014年 4月 ㈱キピラ取締役(現任) 2015年11月 当社監査役(現任)	(注) 5	1
計					13

- (注) 1 取締役三浦一朗、平尾覚は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役寺坂史明、田村潤及び内山義雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 任期は2019年8月期に係る定時株主総会終結の時から2021年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 任期は2020年8月期に係る定時株主総会終結の時から2022年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 任期は2019年8月期に係る定時株主総会終結の時から2023年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 任期は2020年8月期に係る定時株主総会終結の時から2024年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社は社外取締役2名、社外監査役3名を選任しております。

社外取締役及び社外監査役は、社外の立場・専門的な知見から質問・助言を行うなど、経営に対する監視強化や透明性のある経営監督機能の向上及び監査体制の充実に寄与しております。また、取締役会及び監査役会等と必要に応じて意見の交換を行い、監査役監査、内部監査、会計監査との相互連携を図るとともに、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

社外取締役の三浦一朗氏は、企業経営に関する豊富な業務経験や実績を持たれており、社外の目による当社経営に対する監視強化や監督機能を確保するため、選任しております。社外取締役の平尾覚氏は、法律の専門家である弁護士としての見識を活かし、独立した立場から当社経営の透明性の向上と客観性を維持するため、選任しております。社外取締役は、取締役会において専門的な知見から建設的な意見や助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための重要な役割を担っております。また、両氏とも株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

社外監査役の内山義雄氏は、公認会計士としての専門的知識を活かし、独立した立場から当社の監査体制の一層の充実に図るため、選任しております。また、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。社外監査役の寺坂史明氏、田村潤氏は、企業経営に関する豊富な業務経験と幅広い知識を持たれており、当社の監査体制の一層の充実に図るため、選任しております。社外監査役は、常勤監査役と常に連携を取るとともに、内部監査部門や会計監査人とも経営の監視、監督に必要な情報交換を行い、監査役会、取締役会への出席を通じて随時必要な意見を提言することなどにより、監査機能の有効性を確保するための重要な役割を担っております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、内部監査及び会計監査の状況並びに内部統制の状況についての報告を受けております。また、常勤監査役及び社外監査役と定期的な意見交換を行うなど連携強化に努め、透明性のある経営監督機能の向上及び監査体制の強化を図っております。

社外監査役は、監査役会で策定された監査方針、監査計画等に基づき取締役会に出席し、適宜意見を表明するとともに、定期的開催する監査役会において常勤監査役から内部監査の状況、重要な会議の内容、閲覧した重要書類等の概要、内部統制の状況等についての報告を受けるなど常勤監査役と十分な意思疎通を図っております。また、定期的に会計監査人から監査手続の概要や監査結果等について報告・説明を受けるとともに、必要に応じて意見交換を行うなど連携強化に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役は4名であり、常勤監査役1名と社外監査役3名から構成されています。また、常勤監査役を中心に監査方針、監査計画等に基づき取締役会や関係会社月次会議への出席、経営の監視を行う他、部門別に業務執行状況の監査を行っております。

なお、常勤監査役青柳英一氏は、長期に渡る銀行での勤務の中で支店長、支社長及び内部監査部上席調査役としての経験があり、当社入社後は総務部長を経て人事・総務本部長に従事した後、リスク統括役員を務めており、財務・会計及び企業経営に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役内山義雄氏は、監査法人における職歴が長く、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社の監査役会は、原則として毎月開催の他、必要に応じて開催しており、当事業年度における個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
佐々木 芳広	13回	13回
寺坂 史明	13回	13回
田村 潤	13回	11回
内山 義雄	13回	13回

なお、2020年11月27日開催の定時株主総会をもって、常勤監査役佐々木芳広氏は退任し、青柳英一氏が新たに常勤監査役に就任いたしました。

監査役会における主な検討事項は、法令、定款及び監査役会規定に基づく監査に係る重要事項、監査方針及び監査計画、会計監査人に関する評価、取締役会に付議される案件の内容等であります。

また、常勤監査役は、社内の重要な会議に出席するほか、取締役及び執行役員との個別対話並びに関係各部門長より報告を受け意見交換を行っております。その他、内部監査部より内部監査の報告を受け、所感を伝えております。

内部監査の状況

当社は、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインからは独立した組織として内部監査部（8名：2020年11月30日現在）を設置しております。内部監査部は、本社、店舗、および関係会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、監査役および会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

内部監査体制の状況につきましては、監査役会は、代表取締役社長や内部監査部と定期的に意見および情報の交換を行って適切な報告体制の維持を図り、監査の実効性を高めております。また、会計監査人に対しては、年間監査計画の策定および実施において、適正な監査が行われているかを監視・検証するとともに、適時連携を取りながら職務執行状況についての報告を受け、監査上必要な意見交換を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

1992年8月期以降

上記継続監査期間は、当社において調査可能な範囲での期間であり、実際の継続監査期間は上記期間を超えている可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

佐藤 明典

中村 裕輔

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他12名をもって構成されております。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は会計監査人の再任、解任、不再任および選任の決定の方針を次のとおりとしています。

- (1) 会計監査人の任期は1年とし、再任を妨げない。
- (2) 会計監査人の解任、不再任および選任は、監査役会において、これを株主総会の付議議案とする旨決議する。再任および選任のための会計監査人の選定については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を持続的に実施できる体制を構築していることを評価・確認のうえ監査役会にて決議する。
- (3) 当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反または抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合、および、監査契約に違反した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることが妥当かどうかを監査役会にて検討する。
- (4) 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役の全員の同意に基づき会計監査人を解任することができる。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	31	-	31	-
連結子会社	-	-	-	-
計	31	-	31	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人評価の中で監査報酬の決定プロセスについても確認を行っており、その状況も踏まえ取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬限度額は、1991年11月27日開催の定時株主総会において年額360百万円以内と決議されております。

当社においては、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限者を取締役会としておりますが、取締役会は報酬案の作成を代表取締役社長に委任しております。代表取締役社長は報酬案を、当社の業績結果、各役員の業務内容及び業績考課のほか、将来的な業績の見通しを考慮し、さらに、同業他社および他業種同規模会社との比較において相応と思われる水準を目安として、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、総合的に検討するとともに、作成した報酬案について2019年4月に設置した任意の諮問委員会である「大庄ガパナンス委員会」の意見を聴取して決定しております。

また、監査役の報酬限度額は、1991年11月27日開催の定時株主総会において年額36百万円と決議されており、限度額の範囲内において監査役の協議により個別報酬を決定します。

なお、取締役の退職慰労金につきましては、役位及び最終報酬月額並びに在任期間等を勘案の上定めた金額を株主総会の決議に基づき取締役会決議により、退任時に支給することとしており、監査役に関してはすでに退職慰労金制度を廃止しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	役員退職慰労 引当金繰入額	
取締役 (社外取締役を除く。)	189	125	-	63	8
監査役 (社外監査役を除く。)	13	13	-	-	1
社外役員	24	24	-	-	5

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

一部企業の株式については、FC契約等に基づき長期に渡る安定的な取引関係の維持・強化等を主たる目的として政策的に保有しておりますが、当社では、該当企業以外には原則として上場株式を保有しないという基本方針を採用しており、基本方針に抵触する恐れのある株式については、売却検討対象としております。

取締役会においては、毎年、政策保有株式について、その保有の適否に関する審議を行うこととしております。

また、政策保有株式に係る議決権行使に当たっては、各議案について当該企業の中期的な企業価値の向上に寄与できるか、また適正かつ十分な説明がなされているか等の観点から検討し、賛否の意向を総合的に判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	3	135

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度		前事業年度		保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)かんなん丸	126,360	126,360	126,360	126,360	F C 契約に基づき、安定的な関係維持のため保有しております。	有
	90	106	106	106		
アサヒグループホールディングス(株)	11,000	11,000	11,000	11,000	主に飲料等の取引を行っており、安定的な関係維持のため保有しております。	有
	40	54	54	54		
第一生命ホールディングス(株)	2,600	2,600	2,600	2,600	同社の保険に加入しており、安定的な関係維持のため保有しております。	有
	4	3	3	3		

(注) 特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、記載しておりません。特定投資株式の保有の合理性の検証につきましては、取締役会にて保有意義を検証し保有の適否に関する審議を行うこととしております。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	3	816	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	2	-	-

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規則により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年9月1日から2020年8月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年9月1日から2020年8月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへの参加・機関紙の購読等情報収集を行っております。また、監査法人等の主催するセミナーに適宜参加し、社内での情報共有を図っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 12,800	1 11,173
売掛金	2,377	1,733
商品及び製品	515	539
仕掛品	0	0
原材料及び貯蔵品	155	121
その他	812	946
貸倒引当金	55	47
流動資産合計	16,606	14,468
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	26,997	25,828
減価償却累計額	17,059	16,484
建物及び構築物(純額)	3 9,937	3 9,343
機械装置及び運搬具	2,009	2,028
減価償却累計額	1,119	1,204
機械装置及び運搬具(純額)	3 890	3 824
工具、器具及び備品	3,098	3,016
減価償却累計額	2,568	2,529
工具、器具及び備品(純額)	3 530	3 487
土地	2 3,699	2 3,785
リース資産	2,375	2,804
減価償却累計額	2,322	2,224
リース資産(純額)	53	579
建設仮勘定	17	161
有形固定資産合計	15,129	15,183
無形固定資産		
借地権	913	913
ソフトウェア	518	385
その他	138	137
無形固定資産合計	1,569	1,435
投資その他の資産		
投資有価証券	165	1,036
出資金	3	3
長期貸付金	17	13
差入保証金	5,795	5,577
敷金	3,027	2,890
繰延税金資産	309	34
その他	233	181
貸倒引当金	69	40
投資その他の資産合計	9,481	9,696
固定資産合計	26,180	26,316
繰延資産		
社債発行費	17	15
繰延資産合計	17	15
資産合計	42,805	40,799

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,021	1,324
短期借入金	40	40
1年内返済予定の長期借入金	2,972	3,198
1年内償還予定の社債	130	130
リース債務	31	98
未払金	2,214	1,613
未払法人税等	357	115
未払消費税等	473	376
賞与引当金	389	376
株主優待引当金	131	138
店舗閉鎖損失引当金	-	4
資産除去債務	21	14
その他	296	291
流動負債合計	9,078	7,723
固定負債		
社債	815	685
長期借入金	5,890	11,272
リース債務	38	546
退職給付に係る負債	1,849	1,886
役員退職慰労引当金	219	182
受入保証金	631	595
資産除去債務	1,269	1,218
繰延税金負債	336	551
その他	5	5
固定負債合計	11,055	16,943
負債合計	20,134	24,666
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,626	100
資本剰余金	10,034	18,740
利益剰余金	3,989	2,612
自己株式	250	250
株主資本合計	22,400	15,977
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	66	157
土地再評価差額金	2 5	2 5
その他の包括利益累計額合計	60	152
非支配株主持分	209	2
純資産合計	22,671	16,133
負債純資産合計	42,805	40,799

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
売上高	61,032	44,827
売上原価	25,184	21,070
売上総利益	35,848	23,756
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	101	81
運搬費	118	106
貸倒引当金繰入額	83	10
役員報酬	230	238
給料及び手当	15,531	11,532
賞与	230	219
賞与引当金繰入額	253	181
退職給付費用	255	213
役員退職慰労引当金繰入額	23	31
法定福利費	1,861	1,592
福利厚生費	128	105
減価償却費	1,611	1,309
水道光熱費	2,542	1,812
租税公課	546	164
地代家賃	5,921	4,743
株主優待引当金繰入額	113	120
その他	5,727	4,625
販売費及び一般管理費合計	35,113	27,068
営業利益又は営業損失()	734	3,311
営業外収益		
受取利息	0	16
受取配当金	2	4
貸倒引当金戻入額	18	25
受取損害賠償金	19	16
受取保険金	36	45
固定資産受贈益	15	1
償却債権取立益	-	19
その他	50	37
営業外収益合計	143	166
営業外費用		
支払利息	37	36
減価償却費	8	6
事業支援損	-	24
その他	27	40
営業外費用合計	73	108
経常利益又は経常損失()	805	3,253
特別利益		
固定資産売却益	14	12
受取補償金	17	10
関係会社株式売却益	15	-
雇用調整助成金	-	944
特別利益合計	36	957

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
特別損失		
固定資産売却損	2 0	2 23
固定資産除却損	3 152	3 84
減損損失	5 300	5 469
店舗関係整理損	4 31	4 29
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	4
固定資産圧縮損	-	11
新型コロナウイルス感染症による損失	-	2,826
特別損失合計	484	3,449
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	357	5,745
法人税、住民税及び事業税	211	122
法人税等調整額	18	436
法人税等合計	192	559
当期純利益又は当期純損失()	164	6,304
非支配株主に帰属する当期純利益	14	3
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	150	6,308

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
当期純利益又は当期純損失 ()	164	6,304
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	86	91
その他の包括利益合計	1 86	1 91
包括利益	77	6,212
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	63	6,216
非支配株主に係る包括利益	14	3

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,626	9,908	4,129	602	22,060
当期変動額					
剰余金の配当			289		289
親会社株主に帰属する当期純利益			150		150
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		126		352	479
減資					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	126	139	352	339
当期末残高	8,626	10,034	3,989	250	22,400

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	153	5	147	201	22,409
当期変動額					
剰余金の配当					289
親会社株主に帰属する当期純利益					150
自己株式の取得					0
自己株式の処分					479
減資					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	86		86	8	78
当期変動額合計	86	-	86	8	261
当期末残高	66	5	60	209	22,671

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,626	10,034	3,989	250	22,400
当期変動額					
剰余金の配当			293		293
親会社株主に帰属する当期純損失()			6,308		6,308
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分				-	-
減資	8,526	8,526			-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		179			179
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	8,526	8,705	6,602	0	6,422
当期末残高	100	18,740	2,612	250	15,977

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	66	5	60	209	22,671
当期変動額					
剰余金の配当					293
親会社株主に帰属する当期純損失()					6,308
自己株式の取得					0
自己株式の処分					-
減資					-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					179
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	91		91	206	115
当期変動額合計	91	-	91	206	6,537
当期末残高	157	5	152	2	16,133

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	357	5,745
減価償却費	1,737	1,445
減損損失	300	469
貸倒引当金の増減額(は減少)	130	35
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	37	38
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	19	28
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	1	4
受取利息及び受取配当金	3	21
支払利息	37	36
関係会社株式売却損益(は益)	15	4
固定資産除却損	152	84
固定資産売却損益(は益)	3	21
新型コロナウイルス感染症による損失	-	2,826
売上債権の増減額(は増加)	285	637
たな卸資産の増減額(は増加)	20	60
仕入債務の増減額(は減少)	16	696
未払消費税等の増減額(は減少)	340	35
その他	178	788
小計	2,644	1,852
利息及び配当金の受取額	3	17
利息の支払額	37	37
新型コロナウイルス感染症による損失の支払額	-	2,532
法人税等の支払額	213	221
法人税等の還付額	34	8
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,432	4,617
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,906	1,438
有形固定資産の売却による収入	4	107
無形固定資産の取得による支出	96	40
投資有価証券の取得による支出	-	962
投資有価証券の売却による収入	-	235
敷金及び保証金の差入による支出	61	197
敷金及び保証金の回収による収入	298	454
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	4
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	16	-
その他	415	234
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,161	2,080
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	35	-
長期借入れによる収入	3,800	8,800
長期借入金の返済による支出	3,604	3,191
社債の発行による収入	197	-
社債の償還による支出	110	130
自己株式の売却による収入	477	-
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	290	293
非支配株主への配当金の支払額	5	4
リース債務の返済による支出	64	84
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	23
財務活動によるキャッシュ・フロー	365	5,071
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	636	1,626
現金及び現金同等物の期首残高	12,114	12,751
現金及び現金同等物の期末残高	12,751	11,124

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 4社

米川水産(株)

(株)ディ・エス物流

(株)アサヒビジネスプロデュース

(株)光寿

なお、(株)ミッドワークにつきましては、当連結会計年度において全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

(評価基準)

原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(評価方法)

商品

冷凍食品

総平均法

冷凍食品以外の商品

最終仕入原価法

製品及び仕掛品

総平均法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

.....定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～60年

工具、器具及び備品 2年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

.....定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

株主優待引当金

将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、株主優待利用実績に基づいて、当連結会計年度末の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括して費用処理しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、従来、物流センター以外の資産、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物以外の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、定額法に変更しております。

当社においては、2018年9月にグループ会社が集結する羽田物流センターが本格稼働し、当社店舗の有形固定資産の使用状況及び減価償却方法について再検討を行いました。その結果、当社における有形固定資産はその使用期間中に均等な使用になると見込まれること、収益が安定的に発生していること、修繕費などの維持管理費用が平準的に発生していることなどから、定額法を採用したほうが経営実態をより適切に反映できると判断しました。

これにより、従来の方と比べて、当連結会計年度の営業損失及び経常損失はそれぞれ54百万円、税金等調整前当期純損失は67百万円減少しております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組が行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は、現時点で評価中でありません。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準等

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年8月期の年度末より適用予定であります。

4. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年8月期の年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」に独立掲記しておりました「控除対象外消費税等」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「控除対象外消費税等」に表示していた1百万円は、「その他」27百万円として組替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、当社の事業活動にも大きな影響を及ぼしています。これにより、今後も当社の業績に影響が及ぶことが想定されますが、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期の見通しは不透明な状況にあります。

当社では、繰延税金資産の回収可能性の判断や減損損失の判定において、新型コロナウイルス感染拡大の影響は、2021年中にかけて徐々に収束し回復に向かうことを前提としております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

定期預金の質権設定

前連結会計年度(2019年8月31日)

佐渡水産物地方卸売市場に対する買付保証として定期預金5百万円に質権が設定されております。

当連結会計年度(2020年8月31日)

佐渡水産物地方卸売市場に対する買付保証として定期預金5百万円に質権が設定されております。

2 土地再評価法

旧(株)榮太郎(2003年3月10日合併)が所有していた土地については、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める地方税法第941条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額	14百万円	14百万円

3 圧縮記帳額

国庫補助金等の交付により取得した有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
建物及び構築物	98百万円	106百万円
機械装置及び運搬具	0	2
工具、器具及び備品	2	4
合計	101	112

(連結損益計算書関係)

1 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
機械装置及び運搬具	3百万円	1百万円
その他	0	1
計	4	2

2 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

なお、土地とその他資産が一体となった固定資産を売却した際、各資産種類毎では売却益、売却損が発生しているため、売却損益を通算して固定資産売却損を計上しております。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
建物	- 百万円	3百万円
機械装置及び運搬具	0	0
土地	-	18
その他	-	0
計	0	23

3 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
建物及び構築物	73百万円	33百万円
機械装置及び運搬具	14	4
工具、器具及び備品	7	4
その他	57	42
計	152	84

4 店舗関係整理損

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

店舗関係整理損の主なものは、庄や和歌山店の閉店等に伴うものであります。

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

店舗関係整理損の主なものは、名古屋の味処割烹庄や東海加木屋店の閉店等に伴うものであります。

5 当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

場所	用途	種類	減損損失
東京都他	店舗資産	建物及び構築物	264百万円
		機械装置及び運搬具	24百万円
		工具、器具及び備品	8百万円
		リース資産	1百万円
(計37件)		その他	1百万円
計			300百万円

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグループピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落の著しい資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

回収可能価額は固定資産の使用価値または正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを1.8%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については除却予定資産の処分価額を零として算定しております。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

場所	用途	種類	減損損失
東京都他	店舗資産	建物及び構築物	424百万円
		機械装置及び運搬具	21百万円
		工具、器具及び備品	17百万円
		リース資産	0百万円
(計54件)		その他	6百万円
計			469百万円

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグループピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落の著しい資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

回収可能価額は固定資産の使用価値または正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを2.2%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については除却予定資産の処分価額を零として算定しております。

（連結包括利益計算書関係）

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	129百万円	145百万円
組替調整額	4	-
税効果調整前	125	145
税効果額	38	54
その他有価証券評価差額金	86	91
その他の包括利益合計	86	91

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	21,198,962	-	-	21,198,962

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	514,834	134	301,334	213,634

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式買取による増加 134株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当による自己株式の処分による減少 300,000株

関連会社が保有していた自己株式(当社株式)の売却による減少 1,334株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年11月27日 定時株主総会	普通株式	165	8	2018年8月31日	2018年11月28日
2019年4月12日 取締役会	普通株式	124	6	2019年2月28日	2019年5月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	167	8	2019年8月31日	2019年11月29日

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	21,198,962	-	-	21,198,962

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	213,634	86	-	213,720

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式買取による増加 86株

3 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年11月28日 定時株主総会	普通株式	167	8.00	2019年8月31日	2019年11月29日
2020年4月14日 取締役会	普通株式	125	6.00	2020年2月29日	2020年5月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
現金及び預金勘定	12,800百万円	11,173百万円
預金期間が3か月超の定期預金等	49	49
現金及び現金同等物	12,751	11,124

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、飲食事業におけるPOS並びにOESのハードウェア(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
1年内	87	434
1年超	-	650
合計	87	1,084

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行等金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しております。資金運用については短期性預金等を主体とし一部の余剰資金については高い利回りで運用することを目的として、株式、債券(デリバティブを組み込んだ複合金融商品)の投資を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、株式および債券であります。

株式については信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されており、外貨建てのものについては、為替変動によるリスクにも晒されております。

債券は、信用リスク、債券市場価格および為替変動によるリスクに晒されております。

差入保証金及び敷金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。これらの支払金利の変動リスクを回避するため、原則として固定金利により資金調達を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、当社の規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。投資有価証券は、発行体を安全性の高い企業に限定しております。

差入保証金及び敷金について、当社グループの規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券は、四半期ごとに時価の把握を行っております。

時価評価を含むポジション等の状況は、定期的に経営陣及び取締役会に報告されております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

資金管理担当部門が資金繰表を作成するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注4）参照）。

前連結会計年度（2019年8月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,800	12,800	-
(2) 売掛金	2,377	2,377	-
(3) 投資有価証券	165	165	-
(4) 差入保証金	5,795	5,658	137
(5) 敷金	3,027	2,957	70
資産計	24,166	23,958	207
(1) 買掛金	2,021	2,021	-
(2) 短期借入金	40	40	-
(3) 未払金	2,214	2,214	-
(4) 社債	945	943	1
(5) 長期借入金	8,862	8,841	20
負債計	14,083	14,060	22

当連結会計年度（2020年8月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,173	11,173	-
(2) 売掛金	1,733	1,733	-
(3) 投資有価証券	1,036	1,036	-
(4) 差入保証金	5,577	5,366	210
(5) 敷金	2,890	2,768	122
資産計	22,412	22,079	332
(1) 買掛金	1,324	1,324	-
(2) 短期借入金	40	40	-
(3) 未払金	1,613	1,613	-
(4) 社債	815	814	0
(5) 長期借入金	14,471	14,443	27
負債計	18,263	18,236	27

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項
資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)差入保証金、(5)敷金

これらの時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)社債、(5)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又は社債発行を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注2) 社債には1年内償還予定の社債が含まれております。

(注3) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注4) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
該当事項はありません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2019年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	12,635	-	-	-
売掛金	2,377	-	-	-
差入保証金	1,251	3,499	309	734
敷金	688	1,744	257	336
合計	16,953	5,244	566	1,071

当連結会計年度(2020年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,097	-	-	-
売掛金	1,733	-	-	-
投資有価証券 (その他有価証券のうち満期のあるもの)	84	-	-	-
差入保証金	1,384	2,935	276	980
敷金	576	1,271	559	482
合計	14,876	4,207	835	1,463

4. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
社債	130	500	315	-
長期借入金	2,972	5,865	25	-
合計	3,102	6,365	340	-

当連結会計年度(2020年8月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
社債	130	460	225	-
長期借入金	3,198	11,272	-	-
合計	3,328	11,732	225	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年8月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	165	69	95
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	165	69	95
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		165	69	95

当連結会計年度（2020年8月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	922	679	243
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	922	679	243
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	29	31	2
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	84	86	1
	(3) その他	-	-	-
	小計	113	117	4
合計		1,036	779	239

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（2019年8月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	4	2	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	4	2	-

当連結会計年度（2020年8月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	231	-	3
(3) その他	-	-	-
合計	231	-	3

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

組み込みデリバティブの時価を区分して測定できない複合商品は、複合商品全体を時価評価し、
[注記事項](有価証券関係)の「1 その他有価証券」に含めて記載しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、退職金規定に基づく退職一時金制度（すべて非積立型制度であります。）を採用しており
ます。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
退職給付債務の期首残高	1,887百万円	1,849百万円
勤務費用	239	219
利息費用	5	4
数理計算上の差異の発生額	30	10
退職給付の支払額	312	198
退職給付債務の期末残高	1,849	1,886

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
非積立型制度の退職給付債務	1,849百万円	1,886百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,849	1,886
退職給付に係る負債	1,849	1,886
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,849	1,886

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
勤務費用	239百万円	219百万円
利息費用	5	4
数理計算上の差異の費用処理額	30	10
確定給付制度に係る退職給付費用	274	235

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項
 主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
割引率	0.27%	0.27%

(ストック・オプション等関係)
 該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	1,204百万円	3,202百万円
賞与引当金	124	130
貸倒引当金	39	17
退職給付引当金	534	616
役員退職慰労引当金	69	62
未払事業税	56	-
未払事業所税	19	20
資産除去債務	398	426
減損損失(非償却資産)	318	317
減価償却超過額	107	162
その他	38	44
繰延税金資産小計	2,910	5,000
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	1,156	3,188
将来減算一時差異に係る評価性引当額	1,306	1,694
評価性引当額小計(注1)	2,463	4,883
繰延税金資産合計	447	117
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	169	179
圧縮積立認容	104	98
特別勘定繰入認容	169	169
未収還付事業税当	-	62
連結加入に伴う土地評価損	-	41
その他有価証券評価差額金	29	83
繰延税金負債小計	473	634
繰延税金負債()の純額	26	517

(注1) 評価性引当金が2,420百万円増加しております。この増加の主な要因は、当社において繰越欠損金に係る評価性引当額を1,994百万円増加したことに伴うものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年8月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	208	-	-	467	139	388	1,204
評価性引当額	160	-	-	467	139	388	1,156
繰延税金資産	47	-	-	-	-	-	(b) 47

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金1,204百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産47百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度（2020年8月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	526	155	10	2,508	3,202
評価性引当額	-	-	526	155	10	2,495	3,188
繰延税金資産	-	-	-	-	-	13	(b) 13

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金3,202百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産13百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担税率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
法定実効税率	30.6%	当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上したため、記載を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	15.0	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.4	
住民税均等割	45.0	
連結子会社の税率差異	6.6	
評価性引当額の増減	43.8	
その他	3.9	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.0	

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1～38年と見積り、割引率は0～1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
期首残高	1,380百万円	1,290百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	14	4
時の経過による調整額	14	14
資産除去債務の履行による減少額	183	198
その他増減額(は減少)	64	122
期末残高	1,290	1,233

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において賃貸用建物(土地を含む。)等を有しております。

2019年8月期における当該賃貸資産等不動産に関する賃貸損益は360百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)、減損損失は2百万円(特別損失に計上)であります。

2020年8月期における当該賃貸資産等不動産に関する賃貸損益は370百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)減損損失は2百万円(特別損失に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下の通りであります。

(単位:百万円)

		前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	4,139	4,106
	期中増減額	32	50
	期末残高	4,106	4,156
期末時価		4,789	4,707

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は事業用資産から賃貸等不動産への振替(26百万円)であり、主な減少額は減価償却費(69百万円)であります。当連結会計年度の主な増加額は不動産の取得(288百万円)であり、主な減少額は賃貸等不動産から事業用資産への振替(116百万円)、不動産の売却(54百万円)及び、減価償却費(61百万円)であります。
3. 期末時価は、路線価等に基づいて自社で算定した金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社グループは、主として直営店による飲食店のチェーン展開を行っております。したがって、当社グループは、「飲食事業」を中心として、これを直接的・間接的に支援する「卸売事業」、「不動産事業」、「フランチャイズ事業」、「運送事業」の5つに集約し報告セグメントとしております。

飲食事業は、手作りの和食料理をメインとした大衆割烹「庄や」「日本海庄や」「大庄水産」の運営等を行っております。

卸売事業は、当社物流センターを中心に食材を仕入れ、直営店及びフランチャイズ店並びに飲食店等の一般取引先へ食材の供給等を行っております。

不動産事業は、自社ビルテナントの不動産の賃貸・管理及び賃借店舗物件の転貸等を行っております。

フランチャイズ事業は、FC加盟店及びVC(ボランティアチェーン)加盟店への運営支援・指導等を行っております。

運送事業は、食材・酒・飲料等の配送を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」に記載のとおり、有形固定資産の減価償却方法を変更しております。この変更により、従来の方法と比べて、当連結累計期間のセグメント利益又は損失が、それぞれ「飲食事業」セグメントで48百万円、「不動産事業」セグメントで1百万円、「フランチャイズ事業」セグメントで0百万円、「その他」セグメントで1百万円増加しております。また、各報告セグメントに配分していない全社費用が2百万円減少しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表計上 額 (注)3
	飲食事業	卸売事業	不動産 事業	フラン チャイ ズ事業	運送事業	計				
売上高										
外部顧客への売上高	47,065	4,186	1,143	468	7,617	60,481	551	61,032	-	61,032
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	1	10,262	354	2	907	11,528	503	12,032	12,032	-
計	47,067	14,449	1,497	470	8,524	72,010	1,055	73,065	12,032	61,032
セグメント利益	2,265	100	380	247	62	3,056	153	3,210	2,475	734
セグメント資産	16,680	2,459	6,068	260	2,131	27,600	308	27,908	14,896	42,805
その他の項目										
減価償却費	1,246	53	91	11	29	1,432	24	1,457	280	1,737
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額	1,399	74	16	12	18	1,522	55	1,578	387	1,965

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲料水の製造・販売事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額 2,475百万円には、セグメント間取引消去510百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,986百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額14,896百万円には、セグメント間消去 597百万円及び全社資産15,494百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない親会社の管理部門に係る資産であります。

(3)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額387百万円は、報告セグメントに帰属しない親会社での設備投資額であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表計上 額 (注)3
	飲食事業	卸売事業	不動産 事業	フラン チャイ ズ事業	運送事業	計				
売上高										
外部顧客への売上高	30,632	4,585	1,178	364	7,679	44,439	387	44,827	-	44,827
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	1	6,944	329	1	1,051	8,327	385	8,713	8,713	-
計	30,633	11,529	1,507	365	8,731	52,767	773	53,540	8,713	44,827
セグメント利益又は 損失()	1,141	283	403	137	89	973	69	904	2,407	3,311
セグメント資産	15,581	2,494	6,349	316	1,852	26,593	239	26,833	13,965	40,799
その他の項目										
減価償却費	954	33	91	9	29	1,118	19	1,138	307	1,445
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額	1,668	1	564	37	14	2,286	8	2,294	77	2,372

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主な事業はミヤビパンの製造・販売であります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1)セグメント利益又は損失の調整額 2,407百万円には、セグメント間取引消去540百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,948百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2)セグメント資産の調整額13,965百万円には、セグメント間消去 514百万円及び全社資産14,480百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない親会社の管理部門に係る資産であります。
- (3)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額77百万円は、報告セグメントに帰属しない親会社での設備投資額であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの外部顧客への売上高は、報告セグメントと同一であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの外部顧客への売上高は、報告セグメントと同一であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他	全社・ 消去	合計
	飲食事業	卸売事業	不動産 事業	フラン チャイ ズ事業	運送事業			
減損損失	292	-	0	2	-	4	-	300

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他	全社・ 消去	合計
	飲食事業	卸売事業	不動産 事業	フラン チャイ ズ事業	運送事業			
減損損失	467	-	0	1	-	-	-	469

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

該当取引はありません。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当取引はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

該当取引はありません。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当取引はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

該当取引はありません。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当取引はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	平辰	-	-	当社名誉顧問	(被所有) 直接 3.0	店舗の賃借	第一ビル 賃借	63	差入保証金	63
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)ダイタン商事	東京都千代田区	74	不動産の管理、賃借	-	事務所の賃借	大森シ ティビル 賃借	85	敷金	43
							大森シ ティビル 電気料	13	-	-

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近 親者	平辰	-	-	当社名誉顧 問	（被所有） 直接 2.9	店舗の賃借	第一ビル 賃借	63	差入保証 金	63
役員及びその近 親者が議決権の 過半数を所有し ている会社等	(株)ダイタン商事	東京都 千代田区	74	不動産の管 理、賃借	-	事務所の賃 借	大森シ ティビル 賃借	85	敷金	43
							大森シ ティビル 電気料	12	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 第一ビル及び大森シティビルの賃借については、近隣相場を勘案し契約により所定金額を決定しております。
- 2 (株)ダイタン商事は当社名誉顧問平辰が議決権の100%を直接所有しております。
- 3 商品の仕入価格については、市場価格を勘案した一般的取引条件と同様に決定しております。
- 4 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等
前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

該当取引はありません。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当取引はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

該当取引はありません。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当取引はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

該当取引はありません。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当取引はありません。

(工) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
該当取引はありません。

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
該当取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)		当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	
1株当たり純資産額	1,070円34銭	1株当たり純資産額	768円65銭
1株当たり当期純利益	7円26銭	1株当たり当期純損失()	300円61銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	150	6,308
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	150	6,308
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,706	20,985

(重要な後発事象)

当社は、2020年10月23日開催の取締役会において、「利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の件」を2020年11月27日開催の第49回定時株主総会に付議することを決議し、同定時株主総会において承認可決されました。

1. 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額6,032,905,373円を計上しております。つきましては、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第448条第1項及び第452条の規定に基づき、利益準備金、別途積立金の全額及びその他資本剰余金の一部を減少するものであります。

2. 利益準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金の全額を減少させ繰越利益剰余金に振り替えます。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

利益準備金	176,843,190円
-------	--------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	176,843,190円
---------	--------------

3. 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記2.の利益準備金の全額の減少及び繰越利益剰余金の増加の効力発生を条件に、以下のとおり別途積立金の全額及びその他資本剰余金の一部を減少させ繰越利益剰余金の欠損を填補するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金	1,909,880,538円
-------	----------------

その他資本剰余金	3,946,181,645円
----------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	5,856,062,183円
---------	----------------

4. 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日 2020年10月23日

(2) 株主総会決議日 2020年11月27日

(3) 効力発生日 2020年11月30日

なお、本件は会社法第449条第1項ただし書の要件に該当するため、債権者異議申述の手続きは発生しません。

5. その他の重要な事項

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の変動はなく、当社業績に与える影響はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)大庄	第8回無担保社債	2017年 9月29日	765 (90)	675 (90)	年0.27	無担保	2027年9月30日
(株)大庄	第9回無担保社債	2018年 9月27日	180 (40)	140 (40)	年0.03	無担保	2023年9月27日
合計	-	-	945 (130)	815 (130)	-	-	-

(注) 1 「当期末残高」欄の(内書)は、1年以内償還予定の金額であります。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
130	130	130	110	90

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	40	40	年1.05	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,972	3,198	年0.34	-
1年以内に返済予定のリース債務	31	98	年4.26	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	5,890	11,272	年0.38	2021年9月～ 2025年8月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	38	546	年4.26	2021年9月～ 2027年8月
合計	8,971	15,155	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率については、所有権移転外ファイナンス・リース取引についてはリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、これを除いて所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース債務の平均利率を記載しております。

3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	4,205	3,081	2,224	1,760
リース債務	102	101	98	98

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	13,768	29,218	35,157	44,827
税金等調整前四半期(当期) 純損失金額()(百万円)	511	182	4,315	5,745
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失金額() (百万円)	519	240	4,616	6,308
1株当たり四半期(当期)純 損失金額()(円)	24.76	11.46	219.98	300.61

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失 金額()(円)	24.76	13.30	208.52	80.63

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 10,277	2 8,680
売掛金	1 1,172	1 818
商品及び製品	440	439
原材料及び貯蔵品	150	116
前払費用	635	562
その他	1 193	1 315
貸倒引当金	44	39
流動資産合計	12,827	10,894
固定資産		
有形固定資産		
建物	3 9,304	3 8,750
機械及び装置	3 850	3 792
工具、器具及び備品	3 500	3 469
土地	3,508	3,594
リース資産	36	565
建設仮勘定	17	161
その他	44	40
有形固定資産合計	14,262	14,374
無形固定資産		
借地権	913	913
ソフトウェア	465	344
その他	135	133
無形固定資産合計	1,514	1,391
投資その他の資産		
投資有価証券	165	1,036
関係会社株式	1,395	1,410
長期貸付金	5	4
差入保証金	5,507	5,299
敷金	3,019	2,863
繰延税金資産	166	-
その他	1 228	1 176
貸倒引当金	64	36
投資その他の資産合計	10,423	10,754
固定資産合計	26,200	26,520
繰延資産		
社債発行費	17	15
繰延資産合計	17	15
資産合計	39,045	37,430

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,677	1,981
1年内返済予定の長期借入金	2,958	3,184
1年内償還予定の社債	130	130
リース債務	31	98
未払金	1,830	1,300
未払法人税等	323	115
未払消費税等	373	247
賞与引当金	267	250
株主優待引当金	131	138
店舗閉鎖損失引当金	-	4
資産除去債務	21	14
その他	1,268	1,264
流動負債合計	8,012	6,730
固定負債		
社債	815	685
長期借入金	5,851	11,247
リース債務	10	522
退職給付引当金	1,572	1,617
役員退職慰労引当金	167	132
受入保証金	469	436
資産除去債務	1,191	1,139
繰延税金負債	-	296
その他	5	5
固定負債合計	10,083	16,082
負債合計	18,096	22,813
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,626	100
資本剰余金		
資本準備金	9,908	9,908
その他資本剰余金	126	8,652
資本剰余金合計	10,034	18,560
利益剰余金		
利益準備金	176	176
その他利益剰余金		
別途積立金	2,109	1,909
繰越利益剰余金	190	6,032
利益剰余金合計	2,477	3,946
自己株式	250	250
株主資本合計	20,887	14,464
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	66	157
土地再評価差額金	5	5
評価・換算差額等合計	60	152
純資産合計	20,948	14,616
負債純資産合計	39,045	37,430

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
売上高	1 51,235	1 35,565
売上原価	1 15,711	1 11,665
売上総利益	35,523	23,899
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	82	6
給料及び手当	15,126	11,151
賞与引当金繰入額	222	151
役員退職慰労引当金繰入額	13	25
減価償却費	1,581	1,282
地代家賃	5,890	4,712
株主優待引当金繰入額	113	120
その他	1 12,122	1 9,664
販売費及び一般管理費合計	34,987	27,101
営業利益又は営業損失()	536	3,201
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 43	1 55
受取損害賠償金	19	16
受取保険金	36	42
貸倒引当金戻入額	45	26
固定資産受贈益	15	1
償却債権取立益	-	19
その他	1 32	1 30
営業外収益合計	193	191
営業外費用		
支払利息	35	35
貸倒引当金繰入額	0	-
減価償却費	8	6
事業支援損	-	19
その他	25	33
営業外費用合計	69	94
経常利益又は経常損失()	660	3,104
特別利益		
固定資産売却益	2 1	2 2
受取補償金	17	13
関係会社事業損失引当金戻入額	12	-
雇用調整助成金	-	897
特別利益合計	31	913
特別損失		
固定資産売却損	3 0	3 23
固定資産除却損	4 149	4 74
減損損失	295	469
店舗関係整理損	1, 5 31	1, 5 29
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	4
固定資産圧縮損	-	11
新型コロナウイルス感染症による損失	-	2,800
特別損失合計	477	3,413
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	213	5,604
法人税、住民税及び事業税	106	116
法人税等調整額	6	408
法人税等合計	112	525
当期純利益又は当期純損失()	100	6,129

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,626	9,908	-	9,908	176	2,609	120	2,665	601	20,599
当期変動額										
減資										-
別途積立金の取崩						500	500	-		-
剰余金の配当							289	289		289
当期純利益							100	100		100
自己株式の取得									0	0
自己株式の処分			126	126					351	477
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										-
当期変動額合計	-	-	126	126	-	500	311	188	351	288
当期末残高	8,626	9,908	126	10,034	176	2,109	190	2,477	250	20,887

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	153	5	147	20,746
当期変動額				
減資				-
別途積立金の取崩				-
剰余金の配当				289
当期純利益				100
自己株式の取得				0
自己株式の処分				477
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	86		86	86
当期変動額合計	86	-	86	201
当期末残高	66	5	60	20,948

当事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,626	9,908	126	10,034	176	2,109	190	2,477	250	20,887
当期変動額										
減資	8,526		8,526	8,526						-
別途積立金の取崩						200	200	-		-
剰余金の配当							293	293		293
当期純損失（ ）							6,129	6,129		6,129
自己株式の取得									0	0
自己株式の処分										
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	8,526	-	8,526	8,526	-	200	6,223	6,423	0	6,423
当期末残高	100	9,908	8,652	18,560	176	1,909	6,032	3,946	250	14,464

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	66	5	60	20,948
当期変動額				
減資				-
別途積立金の取崩				-
剰余金の配当				293
当期純損失（ ）				6,129
自己株式の取得				0
自己株式の処分				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	91		91	91
当期変動額合計	91	-	91	6,331
当期末残高	157	5	152	14,616

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準

原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

評価方法

a 商品

冷凍食品

総平均法

冷凍食品以外の商品

最終仕入原価法

b 製品及び仕掛品

総平均法

c 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

.....定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～60年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

.....定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 株主優待引当金

将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、株主優待利用実績に基づいて、当事業年度末の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用は発生年度において一括して費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(7) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費……社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) 消費税及び地方消費税の処理方法

税抜方式により処理しております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年 3月31日）第3項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年 2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

当社は、従来、物流センター以外の資産、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物以外の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、定率法を採用していましたが、当事業年度より、定額法に変更しております。

当社においては、2018年9月にグループ会社が集結する羽田物流センターが本格稼働し、当社店舗の有形固定資産の使用状況及び減価償却方法について再検討を行いました。その結果、当社における有形固定資産はその使用期間中に均等な使用になると見込まれること、収益が安定的に発生していること、修繕費などの維持管理費用が平準的に発生していることなどから、定額法を採用したほうが経営実態をより適切に反映できると判断しました。

これにより、従来の方と比べて、当事業年度の営業損失及び経常損失はそれぞれ54百万円、税金等調整前当期純損失は67百万円減少しております。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」に独立掲記しておりました「控除対象外消費税等」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「控除対象外消費税等」に表示していた1百万円は、「その他」25百万円として組替えております。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて）

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、当社の事業活動にも大きな影響を及ぼしています。これに

より、今後も当社の業績に影響が及ぶことが想定されますが、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期の見通しは不透明な状況にあります。

当社では、繰延税金資産の回収可能性の判断や減損損失の判定において、新型コロナウイルス感染拡大の影響は、2021年中にかけて徐々に収束し回復に向かうことを前提としております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
短期金銭債権	11百万円	7百万円
短期金銭債務	355	234
長期金銭債務	4	-

2 担保資産及び担保付債務

定期預金の質権設定

前事業年度(2019年8月31日)

佐渡水産物地方卸売市場に対する買付保証として定期預金5百万円に質権が設定されております。

当事業年度(2020年8月31日)

佐渡水産物地方卸売市場に対する買付保証として定期預金5百万円に質権が設定されております。

3 圧縮記帳額

国庫補助金等の交付により取得した有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
建物	98百万円	106百万円
機械及び装置	0	2
工具、器具及び備品	2	4
合計	101	112

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
営業取引による取引高		
売上高	292百万円	287百万円
仕入高等	4,025	2,767
営業取引以外の取引による取引高	42	34

2 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
建物	- 百万円	1百万円
その他	1	0
合計	1	2

3 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

なお、土地とその他資産が一体となった固定資産を売却した際、各資産種類毎では売却益、売却損が発生しているため、売却損益を通算して固定資産売却益を計上しております。

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
建物	- 百万円	3百万円
機械装置及び運搬具	0	0
土地	-	18
その他	-	0
合計	0	23

4 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
建物	72百万円	22百万円
機械及び装置	14	4
工具、器具及び備品	6	4
その他	55	42
合計	149	74

5 店舗関係整理損

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

店舗関係整理損の主なものは、庄や和歌山店の閉店等に伴うものであります。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

店舗関係整理損の主なものは、名古屋の味処割烹庄や東海加木屋店の閉店等に伴うものであります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,410百万円、関連会社株式 - 百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,395百万円、関連会社株式 - 百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	81百万円	86百万円
未払事業税	51	-
貸倒引当金	33	15
税務上の繰越欠損金	1,195	3,142
未払事業所税	18	19
退職給付引当金	481	559
資産除去債務	371	399
減損損失(非償却資産)	318	317
減価償却超過額	105	159
関係会社株式評価損	95	108
役員退職慰労引当金	51	45
その他	38	41
繰延税金資産小計	2,842	4,894
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,148	3,142
将来減産一時差異に係る評価性引当額	1,354	1,752
評価性引当額 小計	2,502	4,894
繰延税金資産合計	339	-
(繰延税金負債)		
未収還付事業税等	-	59
資産除去債務に対応する除去費用	143	153
その他有価証券評価差額金	29	83
繰延税金負債合計	173	296
繰延税金資産又は繰延税金負債の純額	166	296

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担税率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
法定実効税率	30.6%	当事業年度は、税引前当期純損失を計上したため、記載を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	24.0	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.7	
住民税均等割	73.2	
子会社清算に伴う影響	10.1	
評価性引当額の増減	56.2	
その他	2.9	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.8	

(重要な後発事象)

当社は、2020年10月23日開催の取締役会において、「利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の件」を2020年11月27日開催の第49回定時株主総会に付議することを決議し、同定時株主総会において承認可決されました。

1. 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額6,032,905,373円を計上しております。つきましては、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第448条第1項及び第452条の規定に基づき、利益準備金、別途積立金の全額及びその他資本剰余金の一部を減少するものであります。

2. 利益準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金の全額を減少させ繰越利益剰余金に振り替えます。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

利益準備金	176,843,190円
-------	--------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	176,843,190円
---------	--------------

3. 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記2.の利益準備金の全額の減少及び繰越利益剰余金の増加の効力発生を条件に、以下のとおり別途積立金の全額及びその他資本剰余金の一部を減少させ繰越利益剰余金の欠損を填補するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金	1,909,880,538円
-------	----------------

その他資本剰余金	3,946,181,645円
----------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	5,856,062,183円
---------	----------------

4. 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日 2020年10月23日

(2) 株主総会決議日 2020年11月27日

(3) 効力発生日 2020年11月30日

なお、本件は会社法第449条第1項ただし書の要件に該当するため、債権者異議申述の手続きは発生しません。

5. その他の重要な事項

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の変動はなく、当社業績に与える影響はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産						
建物	9,304	894	476 (423)	971	8,750	16,447
機械及び装置	850	143	31 (21)	170	792	1,235
工具、器具及び備品	500	159	24 (17)	165	469	2,580
土地	3,508 5	351	265	-	3,594 5	-
リース資産	36	601	0 (0)	71	565	2,217
建設仮勘定	17	161	17	-	161	-
その他	44	4	2 (0)	6	40	66
有形固定資産計	14,262 5	2,316	818 (463)	1,386	14,374 5	22,547
無形固定資産						
借地権	913	-	-	-	913	-
ソフトウェア	465	38	-	159	344	-
その他	135	-	-	1	133	-
無形固定資産計	1,514	38	-	161	1,391	-

(注) 1 当期増加額の主な内容は、次のとおりであります。

(建物)	
新規出店による増加額	147百万円
店舗改装または入替による増加額	713百万円
(建物及び土地)	
賃貸ビル購入による増加額	385百万円

2 当期減少額の主な内容は、次のとおりであります。

(建物)	
既存店閉店、改装による減少額	26百万円
(機械及び装置)	
既存店閉店、改装による減少額	5百万円
(工具、器具及び備品)	
既存店閉店、改装による減少額	4百万円

3 「当期減少額」の()内の内書きは減損損失の額であります。

4 土地の当期首残高及び当期末残高の内の金額は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

【引当金明細表】

(単位:百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	108	75	108	75
賞与引当金	267	250	267	250
株主優待引当金	131	138	131	138
店舗閉鎖損失引当金	-	4	-	4
役員退職慰労引当金	167	132	167	132

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月1日から8月31日まで
定時株主総会	11月中
基準日	8月31日
剰余金の配当の基準日	2月末日、8月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	単元未満株式の買取手数料の金額は、以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額とする。 (算式) 1株当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% 1,000万を超え3,000万円以下の金額につき 0.575% 3,000万を超え5,000万円以下の金額につき 0.375% ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない理由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告を掲載する当社のホームページアドレスは次のとおりである。 http://www.daisy.co.jp/company/ir/kessan.html
株主に対する特典	毎年2月、8月末日現在の1単元以上5単元未満(100~499株)所有の株主に対し毎回一律2,500円相当(1枚500円の食事券5枚又は産地直送品)、5単元以上10単元未満(500~999株)所有の株主に対し、毎回一律5,000円相当(1枚500円の食事券10枚又は産地直送品)、10単元(1,000株)以上所有の株主に対し、毎回一律10,000円相当(1枚500円の食事券20枚又は産地直送品)の株主優待券を贈呈する。

(注) 当社定款の定めより、当社の株主(実質株主を含む。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 単元未満株式の買増し請求をする権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書	事業年度 (第48期)	自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	2019年11月29日 関東財務局長に提出
(2)	内部統制報告書及びその添付書類	事業年度 (第48期)	自 2018年9月1日 至 2019年8月31日	2019年11月29日 関東財務局長に提出
(3)	四半期報告書、四半期報告書の確認書	第49期	自 2019年9月1日	2020年1月14日
		第1四半期	至 2019年11月30日	関東財務局長に提出
		第49期	自 2019年12月1日	2020年4月14日
		第2四半期	至 2020年2月29日	関東財務局長に提出
(4)	臨時報告書	第49期	自 2020年3月1日	2020年7月15日
		第3四半期	至 2020年5月31日	関東財務局長に提出
		企業内等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。		2019年12月2日 関東財務局長に提出
		企業内等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)及び第19号(連結子会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。		2020年7月15日 関東財務局長に提出
		企業内等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。		2020年9月1日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年11月30日

株式会社 大 庄
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 明典
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 裕輔
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大庄の2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大庄及び連結子会社の2020年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社大庄の2020年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社大庄が2020年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年11月30日

株式会社 大 庄
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 明典

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 裕輔

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大庄の2019年9月1日から2020年8月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大庄の2020年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。